

第6期大洗町障害福祉計画
第2期大洗町障害児福祉計画
(案)
(令和3年度～令和5年度)

令和3年●月
大洗町

ごあいさつ

目 次

《 総論 》	1
第 1 章 計画の策定にあたって.....	2
第 1 節 計画策定の背景	2
第 2 節 障害者施策の動向	3
第 2 章 計画策定の基本事項	5
第 1 節 計画の位置づけと法的根拠	5
第 2 節 計画の策定方法	8
第 3 章 障害者を取り巻く現況と調査結果の概要	9
第 1 節 大洗町の概況	9
第 2 節 アンケート調査の実施	19
第 4 章 基本理念及び計画の推進	29
第 1 節 基本理念	29
第 2 節 計画の推進体制	31
《 各論 》 障害福祉計画・障害児福祉計画	33
第 1 章 基本指針に定める成果目標	34
第 1 節 成果目標の設定	34
第 2 章 障害福祉サービスの見込みと確保の方策	41
第 1 節 障害福祉サービスの実績と見込み	41
第 3 章 障害児通所支援等の見込みと確保の方策	52
第 1 節 障害児通所支援等の実績と見込み	52
第 4 章 地域生活支援事業の見込み	57
第 1 節 必須事業	57
第 2 節 その他の事業	64
《 資料 》	66
第 1 章 審議・会議等に係る資料	67
第 1 節 大洗町障害者計画等策定委員会	67

《 総論 》

第1章 計画の策定にあたって

第2章 計画策定の基本事項

第3章 障害者を取り巻く現況と調査結果の概要

第4章 基本理念及び計画の推進

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景

わが国の障害福祉施策においては、これまで障害のある人の基本的人権や個人の尊厳にふさわしい社会生活を送ることができるよう必要な支援を行うとともに、障害のある人もない人も人格と個性を尊重しながら安心して暮らすことのできる地域共生社会の実現を目指して、障害者基本法をはじめ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）等の法律や制度が整備されてきました。

近年、国連が持続可能な世界の実現に向けて国際目標として定めた「SDGs（エス・ディ・ジーズ：（Sustainable Development Goals）」では、「誰一人取り残さない」を基本理念に掲げており、障害福祉分野が目指すノーマライゼーションに通ずる動きが世界的に広がっています。これを受け、わが国でも政府・企業・民間団体等が一体となって SDGs の普及拡大に取り組み、地域の課題解決に国際目標を活用するよう推奨しています。

こうした動きのなか、大洗町は、平成 18 年 3 月に計画期間を 1 期 6 年とする「障害者計画」と、1 期 3 年とする「障害福祉計画」を策定してきました。また、平成 28 年の改正児童福祉法の施行により「障害児福祉計画」の策定が義務付けられたことにあわせて、平成 30 年 3 月に第 5 期大洗町障害福祉計画・第 1 期大洗町障害児福祉計画（以下「現計画」という。）を一体的に策定し、障害福祉サービス等の目標値や見込量を明らかにするとともに、関係機関の連携強化等を図ってきました。

本町では、令和 2 年度に現計画の計画期間が終了することから、これまでの計画の進捗状況や目標値を検証とともに、国が定める「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本指針」に則り、第 6 期大洗町障害福祉計画・第 2 期大洗町障害児福祉計画（以下「本計画」という。）を策定し、今後 3 年間の障害福祉サービスの提供等について定めるものです。

「障害者」の定義について

本町では、「障害者」の区分・定義については、障害者基本法及び障害者総合支援法並びに関連法令等通知に基づくものとしています。

従って、本計画における障害福祉サービスの対象となる障害者の範囲は、『身体障害者、知的障害者及び精神障害者（発達障害者及び高次脳機能障害を含む）並びに難病患者等であって、障害児を含むもの』とします。

第 2 節 障害者施策の動向

(1) 我が国の政策動向

① 地域共生社会の実現に向けて

厚生労働省は、平成 27 年 9 月に「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」を示し、新しい地域包括支援体制の確立を核とした共生型の地域社会を目指すこととしています。

そのため、自治体においては「誰もが差別なく住み慣れた地域で暮らし続けることのできる地域共生社会」の構築を目指す必要があります。

また、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が令和 2 年 6 月 5 日に成立し、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備することが求められました。

なお同法においては、地域共生社会の実現を目指し、社会福祉全般の理念として「地域共生社会」の位置づけ（同法第 4 条第 1 項関係）が行われました。

② 障害者施策動向

近年、わが国における障害者施策は、平成 26 年の「障害者権利条約」の批准を契機として、法制度や施策が大きく変化しています。

	動向	内容
平成 23 年	障害者基本法の改正	障害者施策の推進を図るため、障害のある人を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、障害のある人があらゆる分野において分け隔てられることなく、他者と共生することができる社会の実現などを新たに規定されました。
平成 26 年	障害者権利条約の批准	障害のある人の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害のある人の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害のある人の権利の実現のための措置等について定める条約として、我が国では平成 19 年に署名し、平成 26 年に批准しました。
平成 28 年	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行	障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として施行されました。
平成 30 年	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行	「共生社会の実現」と「社会的障壁の除去」を基本理念に、公共交通施設・建築物等のバリアフリー化や心のバリアフリー等を推進し、高齢者、障害者、子育て世代等、全ての人々が安心して生活・移動できる環境の実現を目的に改正されました。
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行	障害のある人が自らの望む地域生活を営むことができ、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢で障害のある人による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直し、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うため改正されました。
	障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行	障害者による文化芸術の鑑賞及び創造の機会の拡大や、文化芸術の作品等の発表の機会の確保等を目的として施行されました。
令和元年	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の施行	視覚障害者等の読書環境整備の総合的かつ計画的な推進を目的として施行されました。

第2章 計画策定の基本事項

第1節 計画の位置づけと法的根拠

(1) 法的な位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第88条第1項に規定する「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20第1項に規定する「市町村障害児福祉計画」として策定したものです。障害福祉サービスや障害児通所支援等、地域生活支援事業が円滑に実施されるよう、その提供体制を計画的に確保することを目的としています。

【障害者総合支援法(平成17年法律第123号)第88条第1項】

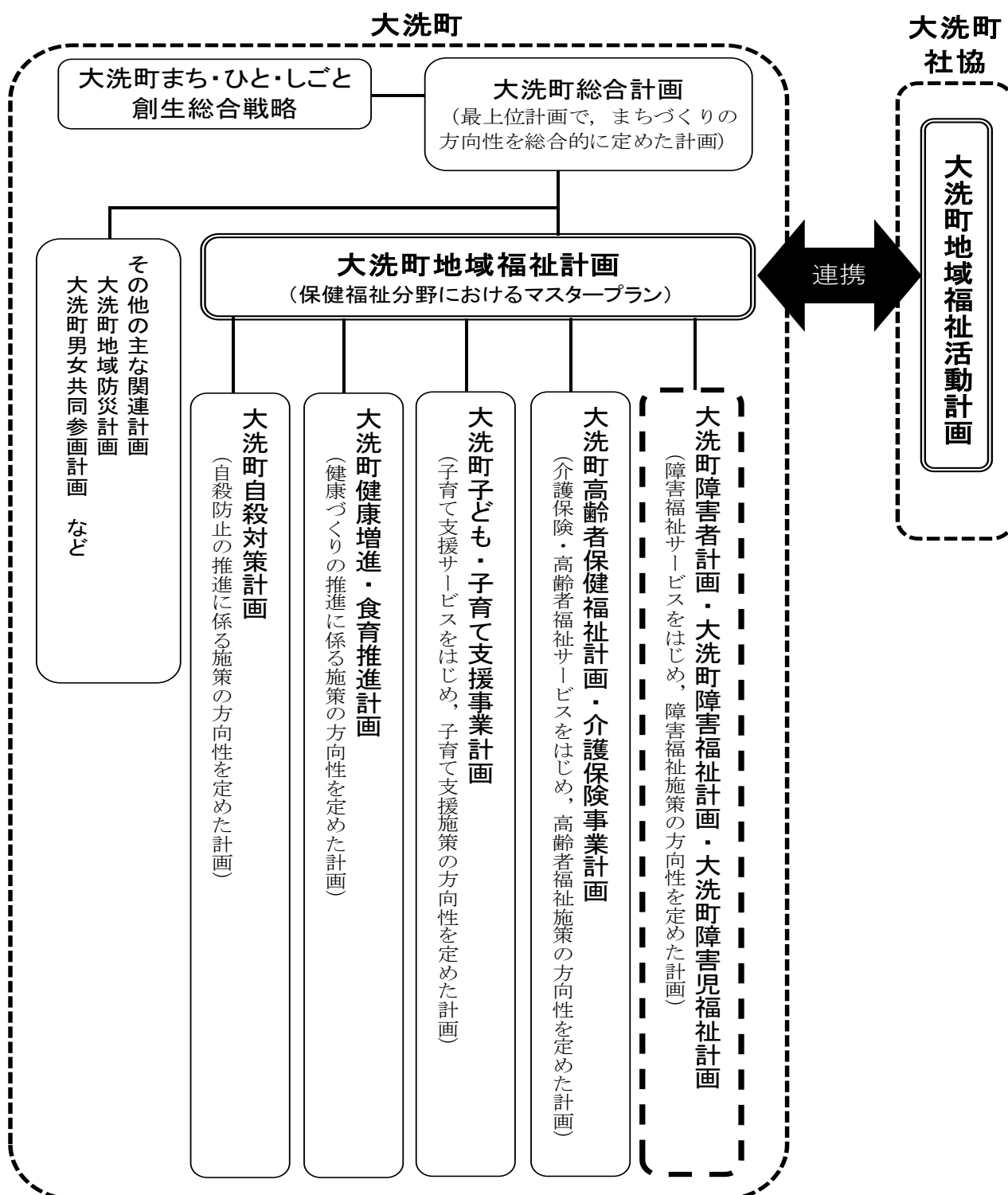
市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

【児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20第1項】

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

(2) 各種計画との位置づけ

上位計画・関連計画との関係は、次のとおりとなります。



(3) 計画期間

本計画の期間は、令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 か年です。

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
大洗町障害者計画									
	第2期		第3期						
大洗町障害福祉計画									
	第4期		第5期			第6期			
大洗町障害児福祉計画									
			第1期			第2期			

第2節 計画の策定方法

(1) 策定の体制

庁内において関係各課との障害者施策の調整、基本理念・目標、事業量の設定等を行うほか、福祉課においては現計画における事業等の実績状況を調査しました。また、次のとおり、外部有識者による施策・事業等の調整を行いました。

策定における作業事務局の設置

計画策定に係る作業の事務局は、福祉課に設置しました。

庁内関係部門との調整(施策・事業の調整)

施策・事業に関連性のある関係各課と適宜調整を行い、各所管計画との整合、障害者施策の検討等を行いました。

大洗町障害者計画等策定委員会の設置(素案の審議・決定)

学識経験のある者、障害者の保健福祉事業または活動に携わる者で構成することとした委員会を設置し、内容を協議しました。

(2) 住民意見・当事者意見の把握

次のとおり実施し、意見や要望等を収集する機会を設けました。

なお、意見は基礎資料として策定の工程に取り込みました。

アンケート調査の実施

障害の現状、障害福祉サービス等の利用状況、認知度及び今後の利用意向、現状での問題点や課題事項等を把握し、障害者施策の推進と障害福祉計画及び障害児福祉計画策定のため、基礎資料とすることを目的として実施しました。

住民からの意見・要望の収集

パブリックコメントを実施し、意見や要望等を収集する機会を設けました。

第3章 障害者を取り巻く現況と調査結果の概要

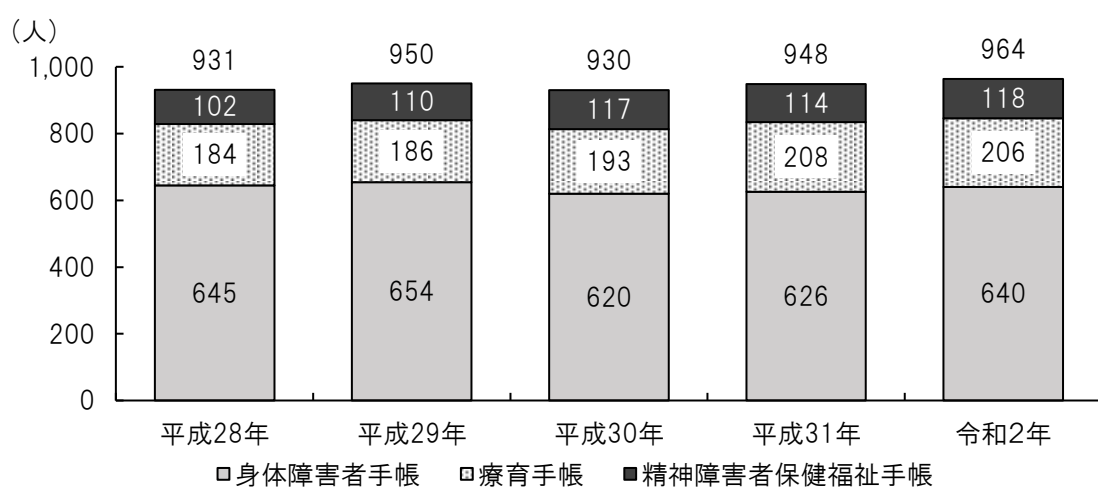
第1節 大洗町の概況

(1) 障害者に係る統計

① 全体の状況

障害者手帳所持者は、平成28年から令和2年にかけて増減を繰り返していますが、概ね増加傾向にあり、令和2年で964人となっています。

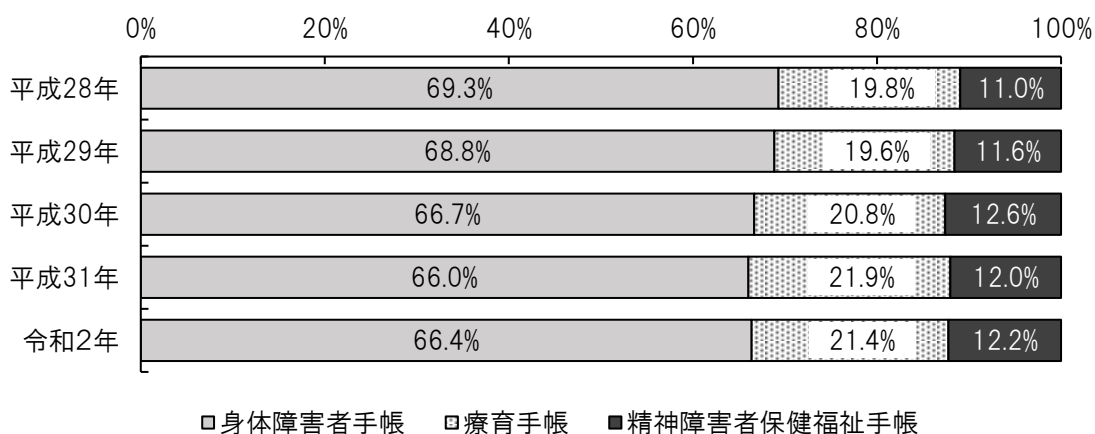
■障害者手帳所持者の推移



資料：福祉課（各年4月1日現在）

障害者手帳別構成割合をみると、身体障害者手帳は概ね減少傾向、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳は概ね増加傾向にあります。

■障害者手帳別構成割合の推移



資料：福祉課（各年4月1日現在）

② 身体障害者手帳所持者

身体障害者手帳所持者は、平成 30 年に減少しましたが、以降増加傾向にあり、令和 2 年は 640 人となっています。

年齢別にみると、令和 2 年では「18 歳未満」が 6 人、「18 歳以上」が 634 人となっています。

等級別にみると、令和 2 年では「1 級」が 234 人と最も多く、次いで「4 級」が 145 人、「3 級」が 121 人となっています。

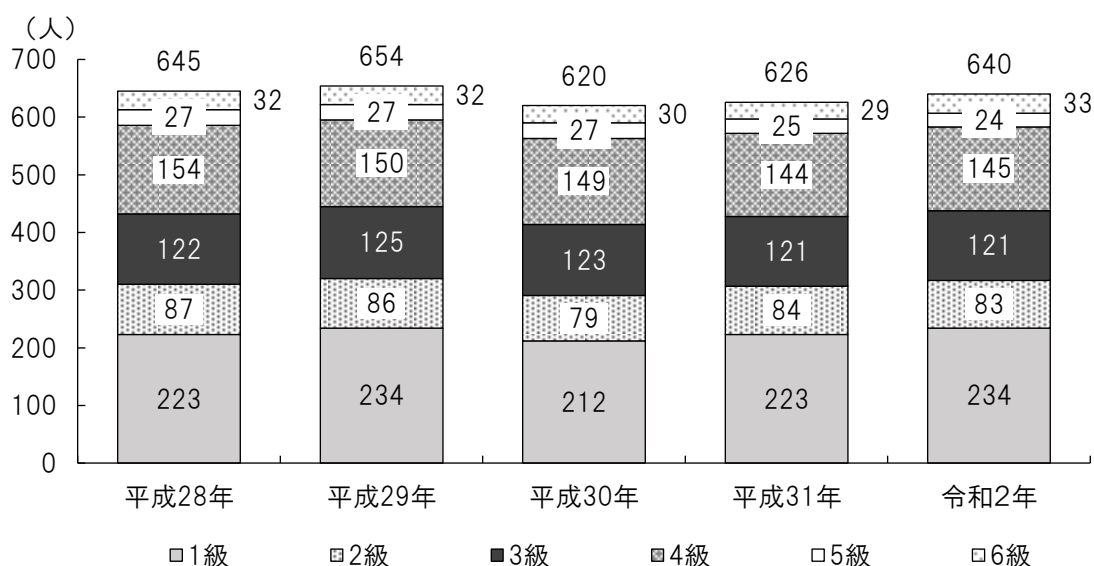
■身体障害者手帳所持者の推移

(単位：人)

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年
手帳所持者数	645	654	620	626	640
18 歳未満	7	6	6	6	6
18 歳以上	638	648	614	620	634
総人口	17,485	17,318	17,080	16,831	16,704
対人口比	3.69%	3.78%	3.63%	3.72%	3.83%

資料：福祉課（各年 4 月 1 日現在）

■等級別身体障害者手帳所持者の推移



資料：福祉課（各年 4 月 1 日現在）

障害別にみると、「肢体不自由」が概ね減少傾向、「内部障害（※）」は概ね増加傾向にあります。その他の障害は、ほぼ横ばいで推移しています。

■障害別身体障害者手帳所持者の推移

（単位：人）

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和2年
視覚障害	40	42	40	38	40
聴覚・平衡機能障害	50	51	44	45	50
音声・言語障害	11	9	10	10	10
肢体不自由	309	303	288	292	286
内部障害	235	249	238	241	254
合計	645	654	620	626	640

資料：福祉課（各年 4 月 1 日現在）

（※）内部機能障害

心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、免疫、肝臓機能障害のこと。

③ 療育手帳所持者

療育手帳所持者は、平成 31 年まで増加傾向にありましたが、令和 2 年は微減し、206 人となっています。平成 28 年と比較すると 22 人増加しました。

年齢別にみると、令和 2 年では「18 歳未満」が 36 人、「18 歳以上」が 170 人となっています。

等級別にみると、令和 2 年では「B（中度）」が 65 人と最も多く、次いで「A（重度）」が 62 人、「C（軽度）」が 58 人となっています。平成 28 年と令和 2 年を比較すると、「B（中度）」の増加率が高くなっています。

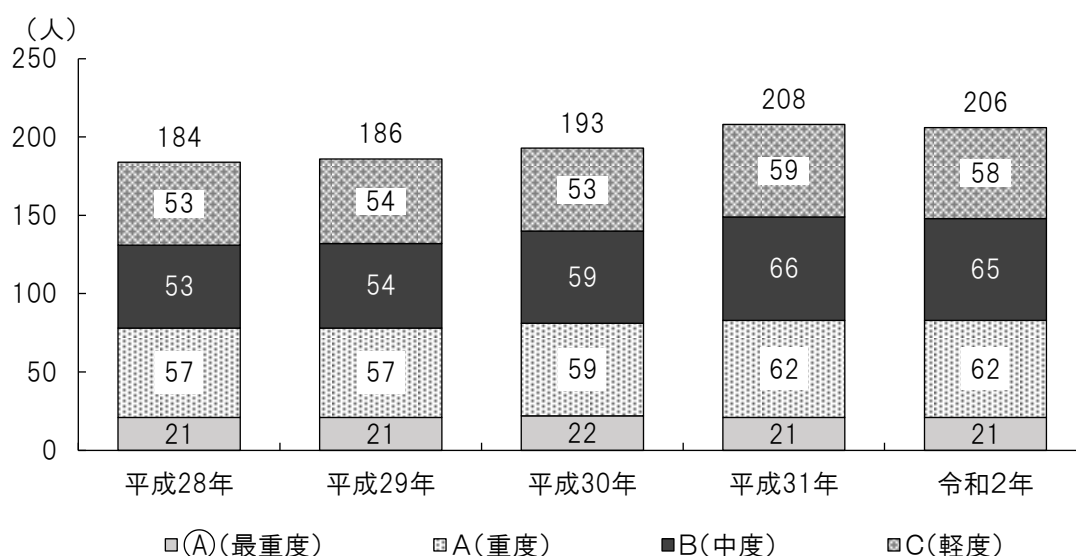
■療育手帳所持者の推移

（単位：人）

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年
手帳所持者数	184	186	193	208	206
18 歳未満	39	35	31	40	36
18 歳以上	145	151	162	168	170
総人口	17,485	17,318	17,080	16,831	16,704
対人口比	1.05%	1.07%	1.13%	1.24%	1.23%

資料：福祉課（各年 4 月 1 日現在）

■等級別療育手帳所持者の推移



資料：福祉課（各年 4 月 1 日現在）

④ 精神障害者保健福祉手帳所持者

精神障害者保健福祉手帳所持者は、概ね増加傾向にあり、令和２年で１１８人となっています。

等級別にみると、令和２年では「２級」が７４人と最も多く、次いで「３級」が３０人、「１級」が１４人となっています。平成２８年と令和２年を比較すると、「２級」の増加率が高くなっています。

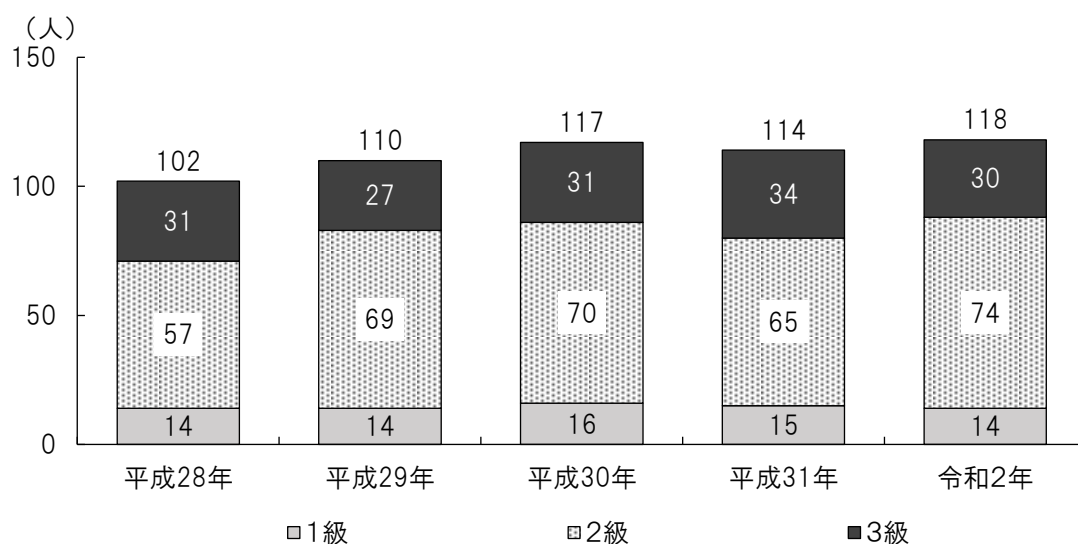
■精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

(単位：人)

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和2年
手帳所持者数	102	110	117	114	118
1級	14	14	16	15	14
2級	57	69	70	65	74
3級	31	27	31	34	30
総人口	17,485	17,318	17,080	16,831	16,704
対人口比	0.58%	0.64%	0.69%	0.68%	0.71%

資料：福祉課（各年４月１日現在）

■等級別精神障害者保健福祉手帳所持者の推移



資料：福祉課（各年４月１日現在）

令和 2 年 4 月 1 日現在の自立支援医療（精神通院）症状別件数については、「統合失調症・統合失調症型障害及び妄想性障害」が 91 件と最も多く、次いで「気分障害」が 77 件、「神経症性障害・ストレス関連障害及び身体表現性障害」が 24 件となっています。

■自立支援医療（精神通院）症状別件数

（単位：件）

症状	件数
症状性を含む器質性精神障害	4
精神作用物質使用による精神及び行動の障害	1
統合失調症・統合失調症型障害及び妄想性障害	91
気分障害	77
神経症性障害・ストレス関連障害及び身体表現性障害	24
生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	0
成人の人格及び行動の障害	1
精神遅滞	5
心理的発達障害	12
小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	6
てんかん	23
その他精神障害	0
合計	244

資料：福祉課（令和 2 年 4 月 1 日現在）

⑤ 難病と特定疾患医療受給者

特定疾患医療受給者証・受診券交付者は、平成 28 年から令和 2 年まで増減を繰り返しており、令和 2 年は 109 人となっています。令和 2 年の内訳は、「指定難病」が 104 人、「一般特定疾患」が 0 人、「小児慢性特定疾患」が 5 人で、「一般特定疾患」については、平成 30 年以降 0 人となっています。

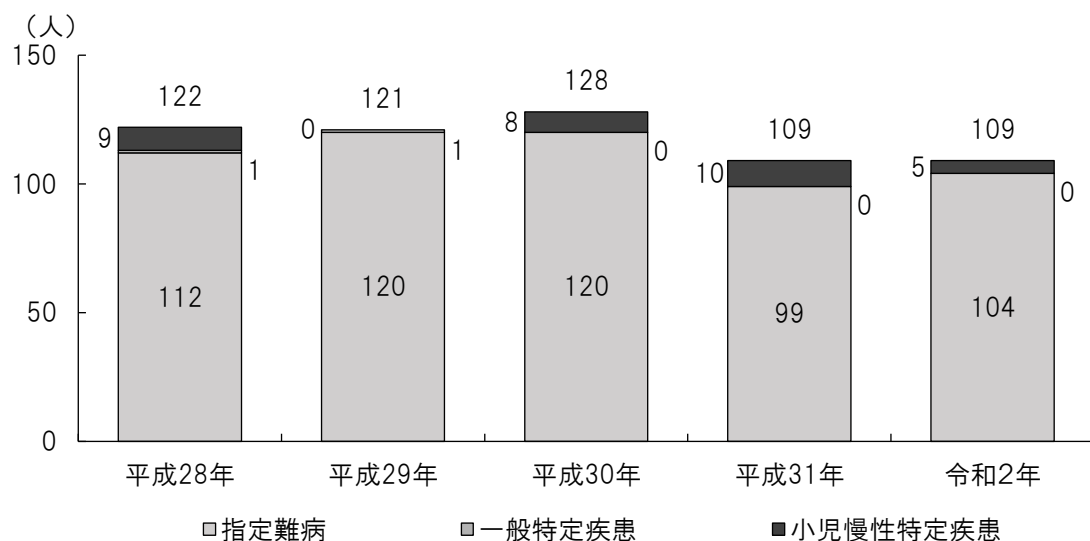
■特定疾患医療受給者証・受診券交付者の推移

(単位：人)

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年
受給者証・受診券交付者数	122	121	128	109	109
指定難病	112	120	120	99	104
一般特定疾患	1	1	0	0	0
小児慢性特定疾患	9	0	8	10	5
総人口	17,485	17,318	17,080	16,831	16,704
対人口比	0.70%	0.70%	0.75%	0.65%	0.65%

資料：福祉課（各年 4 月 1 日現在）

■難病と特定疾患医療受給者の推移



資料：福祉課（各年 4 月 1 日現在）

⑥ 障害支援区分

障害支援区分（※）にみると、平成 28 年度から令和 2 年まで概ね横ばいで推移しています。

令和 2 年度と平成 28 年度を比較すると、「区分 4」の増加率が、他の区分に比べて高くなっています。

■障害支援区分別の障害者数の推移

（単位：人）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度
区分1	2	9	0	0	2
区分2	12	10	10	11	13
区分3	27	25	24	26	22
区分4	17	19	19	23	24
区分 5	16	15	13	13	14
区分 6	30	31	35	34	34
合計	104	109	101	107	109

資料：福祉課（各年度 3 月 31 日現在）

（※）障害支援区分

必要とされる標準的な支援の度合を示すもの。区分 1 から区分 6 の 6 段階で、区分 6 が最も必要とする支援の度合いが高い。

(2) 第5期障害福祉計画の進捗状況

第5期障害福祉計画（以下「第5期計画」という）における障害福祉の充実のための成果目標に対する実績は以下のとおりです。なお、障害福祉サービスの実績については、各論Ⅱに掲載しています。

① 福祉施設から地域生活への移行促進

項目	目標	実績
平成28年度末時点の施設入所者数(A)	42人	42人
【目標】地域生活移行者の増加	4人	2人
	9.5%	4.8%
令和2年度末時点の施設入所者数(B)	41人	36人
【目標】施設入所者の削減(B-A)	1人	6人(※)
	2.4%	14.3%

(※) 施設入所中の死亡も含む

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	目標	実績
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	整備を検討する	設置済み

③ 地域生活支援拠点等の整備

項目	目標	実績
地域生活支援拠点等の整備	1か所 (広域的な拠点の設置)	0か所

④ 福祉施設から一般就労への移行等

項目	目標	実績
平成 28 年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数(A)	0人	0人
【目標】令和2年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数(B)	1人	1人
	【B/A】 -倍	【B/A】 -倍
平成 28 年度末時点の就労移行支援事業の利用者数(C)	14 人	14 人
【目標】令和2年度末時点の就労移行支援事業の利用者数(D)	17 人	11 人
	【D/C】 1.21 倍	【D/C】 0.79 倍
平成 28 年度末の就労移行支援事業所数(E)	1か所	0か所
令和2年度末の就労移行率が3割以上の事業所数(F)	1か所	0か所
就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率	80%	-%(※)

※町内に就労定着支援事業所がないため

(3) 第1期障害児福祉計画の進捗状況

第1期障害児福祉計画（以下「第1期計画」という。）における成果目標に対する実績は以下のとおりです。なお、障害児通所支援等の実績については、各論Ⅱに掲載しています。

① 障害児支援の提供体制の整備等

項目	目標	実績
児童発達支援センターの設置	整備を検討	0 か所
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	整備を検討	1 か所
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置	1 か所整備を検討	0 か所
医療的ケア児支援について連携を図るための協議の場の設置	設置を検討	0 か所

第2節 アンケート調査の実施

(1) 調査の実施

本調査は、障害の現状、障害福祉サービス等の利用状況、認知度及び今後の利用意向、現状での問題点や課題事項等を把握し、障害者施策の推進と本計画策定のため、基礎資料とすることを目的として実施しました。

調査区分	対象者	有効回収件数	有効回収率
障害のある方の福祉に関する調査	834	346	41.4%

- 傾向を把握するために回答者の属性ごとのクロス集計表を載せていますが、サンプル数が少ないものもあります。そのため、サンプル数が少ないものについては参考として掲載しており分析文は省略しています。
- クロス集計表における「全体」のn数は「無回答」を含んで集計しています。そのため、縦に各項目の合計を足し合わせても「全体」のn数と一致しない場合があります。また、手帳・受給者証別において、「持っていない」及び該当者がいなかった「指定疾患医療受給者証」と「小児慢性特定疾患医療受給者証」は掲載していません。
- クロス集計表では「無回答」を除き、横軸に見て最も高い数値に網掛けをしています。

(2) 結果の概要

①回答者の属性について

回答者の年代については、「70～79歳」が21.4%と最も多く、次いで「80～89歳」が19.9%、「60～69歳」が17.3%となっています。（単数回答）

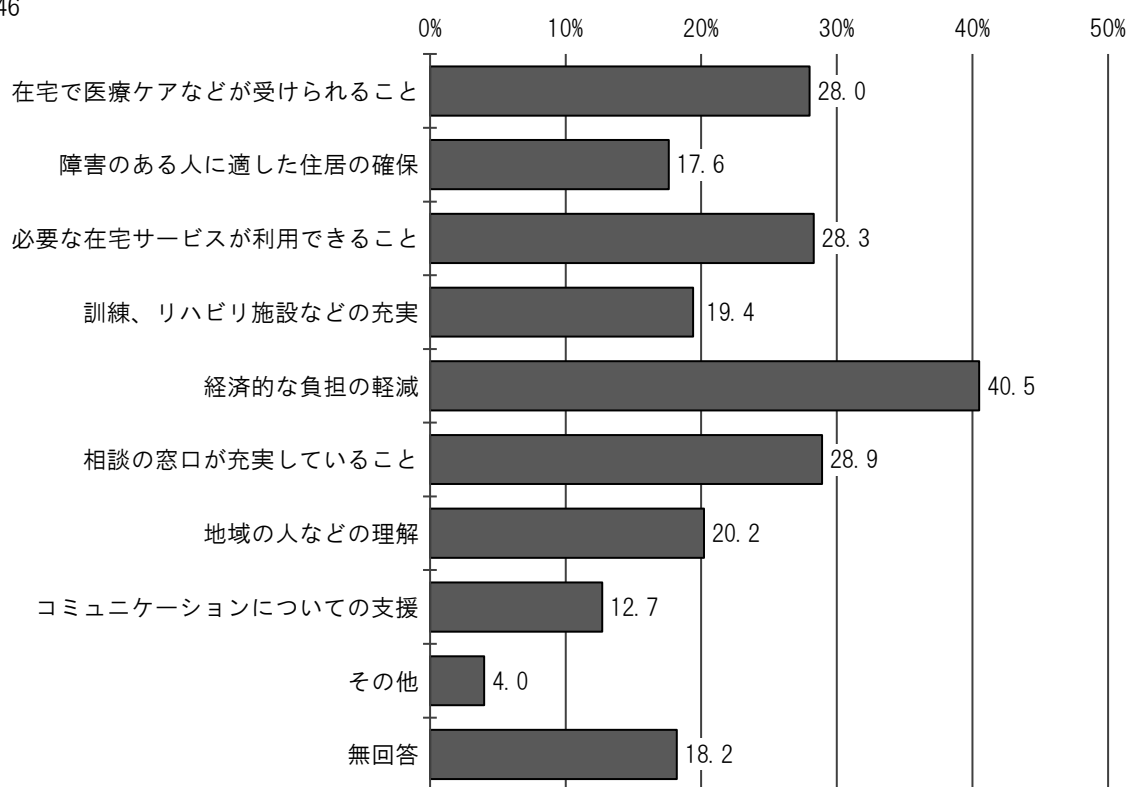
手帳・受給者証別にみると、身体では「70～79歳」、療育では「50～59歳」、精神と自立支援では「40～49歳」が最も多くなっています。

単位:%	n	17歳以下	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80～89歳	90歳以上	無回答
全体	346	4.9	0.9	3.2	6.1	7.8	11.6	17.3	21.4	19.9	5.8	1.2
身体障害者手帳	239	1.3	0.4	2.1	1.7	3.8	9.6	18.0	29.3	25.9	7.5	0.4
療育手帳	56	16.1	3.6	10.7	14.3	8.9	19.6	12.5	8.9	3.6	1.8	-
精神障害者保健福祉手帳	46	4.3	-	2.2	19.6	26.1	17.4	21.7	2.2	6.5	-	-
自立支援医療受給者証	29	3.4	-	3.4	24.1	34.5	13.8	20.7	-	-	-	-
指定難病医療受給者証	14	-	-	-	14.3	7.1	7.1	7.1	28.6	35.7	-	-
特定医療費医療受給者証	3	-	-	-	-	-	-	33.3	33.3	33.3	-	-

②地域で生活する上で必要な支援

地域で生活する上で必要な支援については、「経済的な負担の軽減」が40.5%と最も多く、次いで「相談の窓口が充実していること」が28.9%、「必要な在宅サービスが利用できること」が28.3%となっています。（複数回答）

n=346



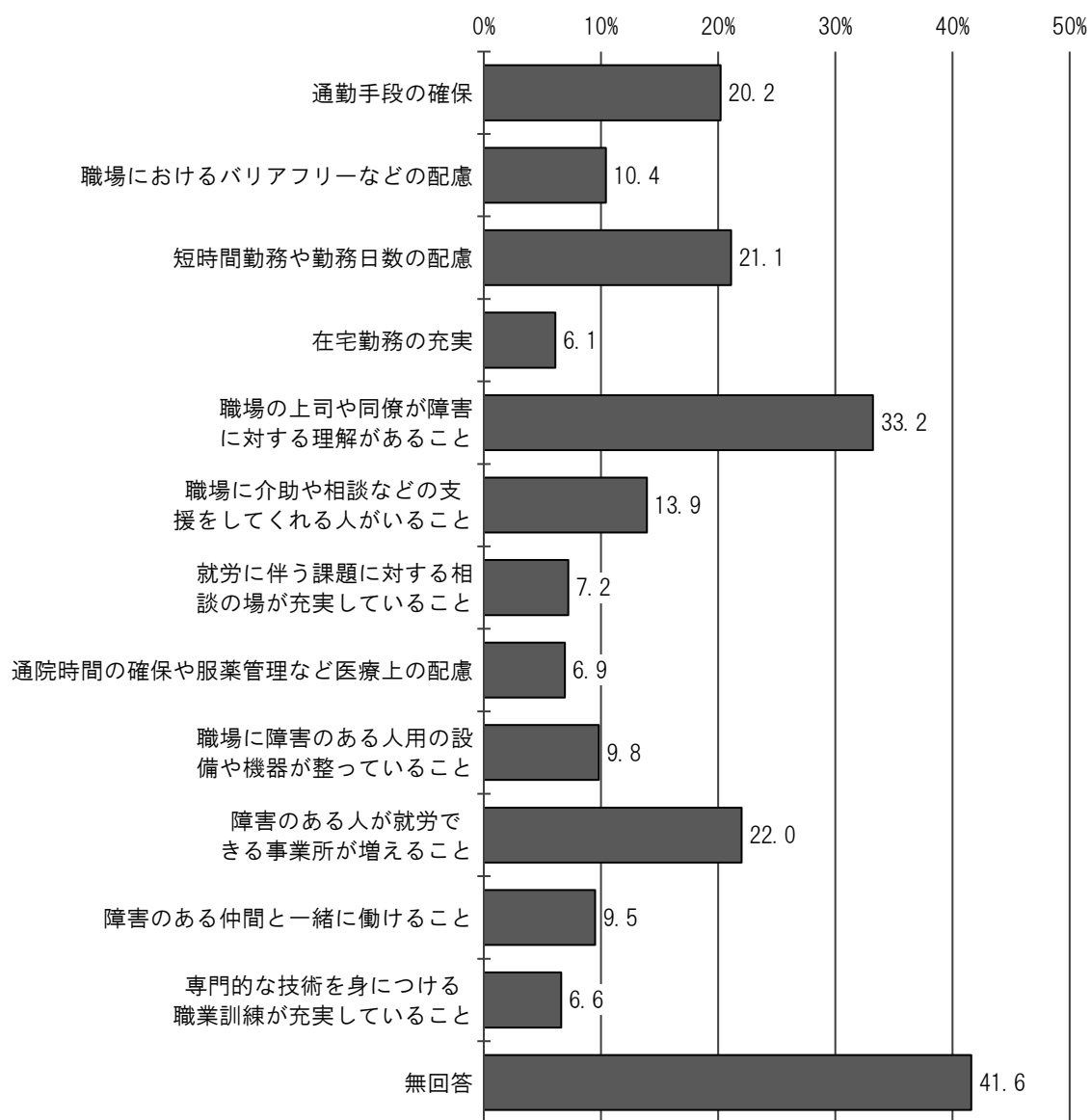
手帳・受給者証別にみると、どの区分においても「経済的な負担の軽減」が最も多くなっています。また、療育では「障害のある人に適した住居の確保」「地域の人などの理解」「コミュニケーションについての支援」が他の区分と比べて多くなっています。

単位:%	n	在宅で医療ケアなどが受けられること	障害のある人に適した住居の確保	必要な在宅サービスが利用できること	訓練、リハビリ施設などの充実	経済的な負担の軽減	相談の窓口が充実していること	地域の人などの理解	コミュニケーションについての支援	その他	無回答
全体	346	28.0	17.6	28.3	19.4	40.5	28.9	20.2	12.7	4.0	18.2
身体障害者手帳	239	32.2	13.0	31.8	18.0	33.5	27.6	12.6	7.1	4.6	19.2
療育手帳	56	16.1	39.3	23.2	19.6	50.0	37.5	48.2	35.7	-	16.1
精神障害者保健福祉手帳	46	10.9	17.4	15.2	17.4	63.0	23.9	26.1	17.4	6.5	17.4
自立支援医療受給者証	29	13.8	13.8	13.8	20.7	72.4	20.7	31.0	20.7	-	17.2
指定難病医療受給者証	14	42.9	21.4	50.0	35.7	64.3	50.0	28.6	14.3	7.1	7.1
特定医療費医療受給者証	3	66.7	-	66.7	-	66.7	-	-	-	33.3	-

③働きやすい職場づくりに向けて必要なこと

障害があっても働きやすくするために必要なことについては、「職場の上司や同僚が障害に対する理解があること」が33.2%と最も多く、次いで「障害のある人が就労できる事業所が増えること」が22.0%、「短時間勤務や勤務日数の配慮」が21.1%となっています。（複数回答）

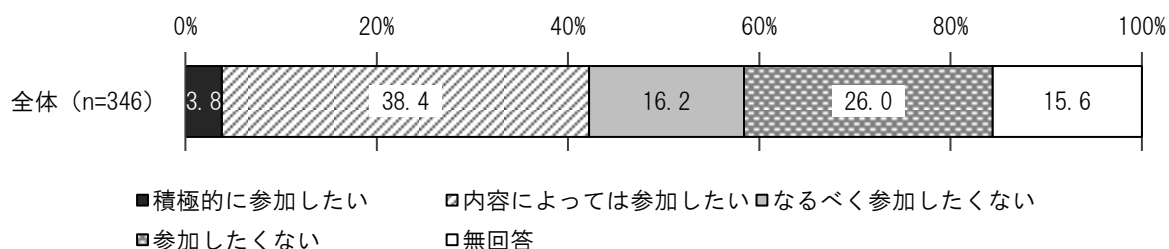
n=346



④地域の活動への参加意向について

今後、地域の活動に参加してみたいかについては、「内容によっては参加したい」が38.4%と最も多く、次いで「参加したくない」が26.0%、「なるべく参加したくない」が16.2%となっています。（単数回答）

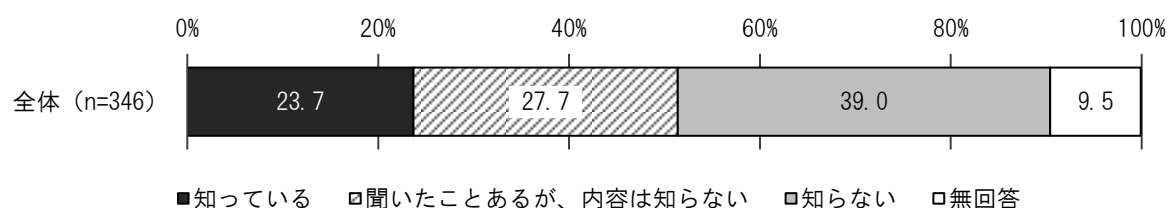
n=346



⑤成年後見制度の認知度について

成年後見制度（※）の認知度については、「知らない」が39.0%と最も多く、次いで「聞いたことあるが、内容は知らない」が27.7%、「知っている」が23.7%となっています。（単数回答）

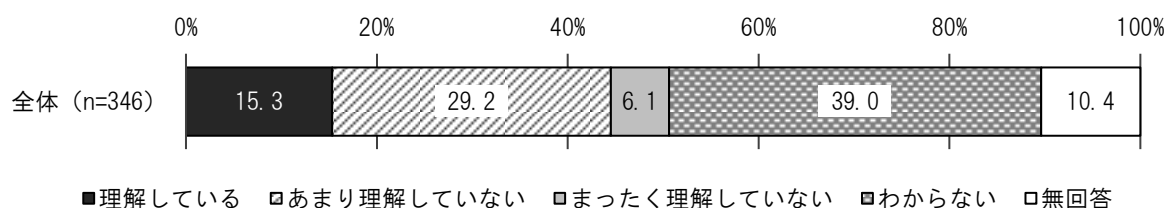
n=346



⑥地域の人の障害に対する理解について

地域の人が障害に対してどれくらい理解していると思うかについては、「わからない」が39.0%と最も多く、次いで「あまり理解していない」が29.2%、「理解している」が15.3%となっています。（単数回答）

n=346



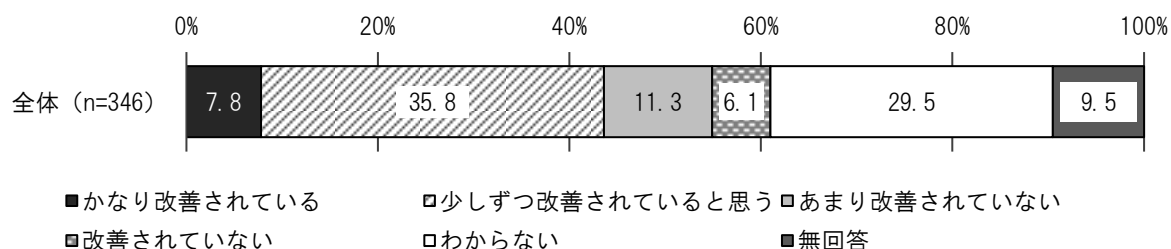
（※）成年後見制度

認知症や知的障害、その他の精神上の障害によって、判断能力が不十分な方に対して家庭裁判所から選任された成年後見人等が、対象者の意思や生活に配慮しながら財産管理や信託保護を行う制度。

⑦差別や偏見について

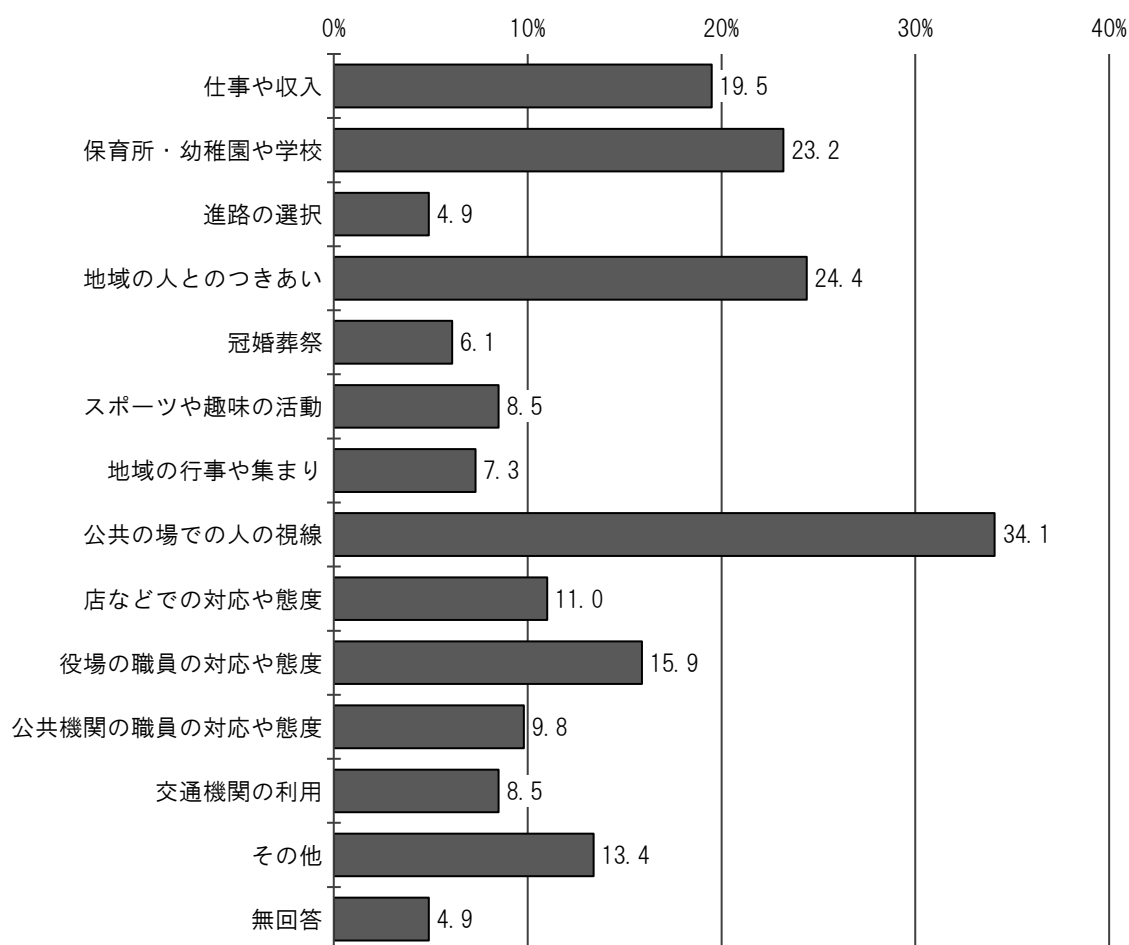
障害のある人に対する差別や偏見は改善されてきたと思うかについては、「少しずつ改善されていると思う」が35.8%と最も多く、次いで「わからない」が29.5%、「あまり改善されていない」が11.3%となっています。（単数回答）

n=346



差別や偏見を受けたことがあると回答した人の、差別や偏見を受けた場面については、「公共の場での人の視線」が34.1%と最も多く、次いで「地域の人とのつきあい」が24.4%、「保育所・幼稚園や学校」が23.2%となっています。（複数回答）

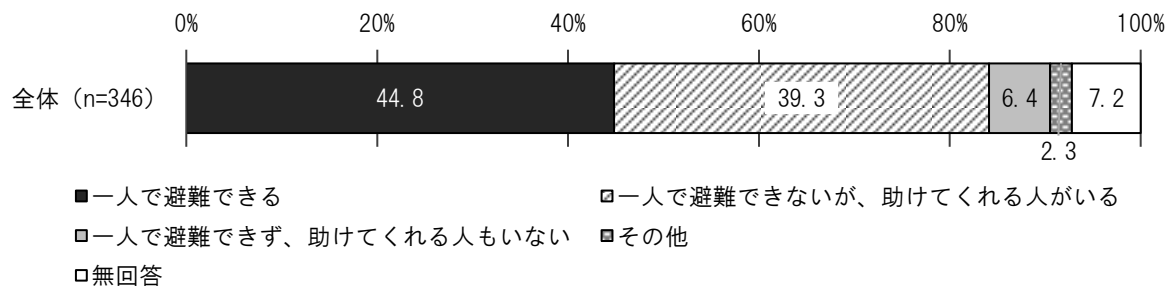
n=82



⑧災害時について

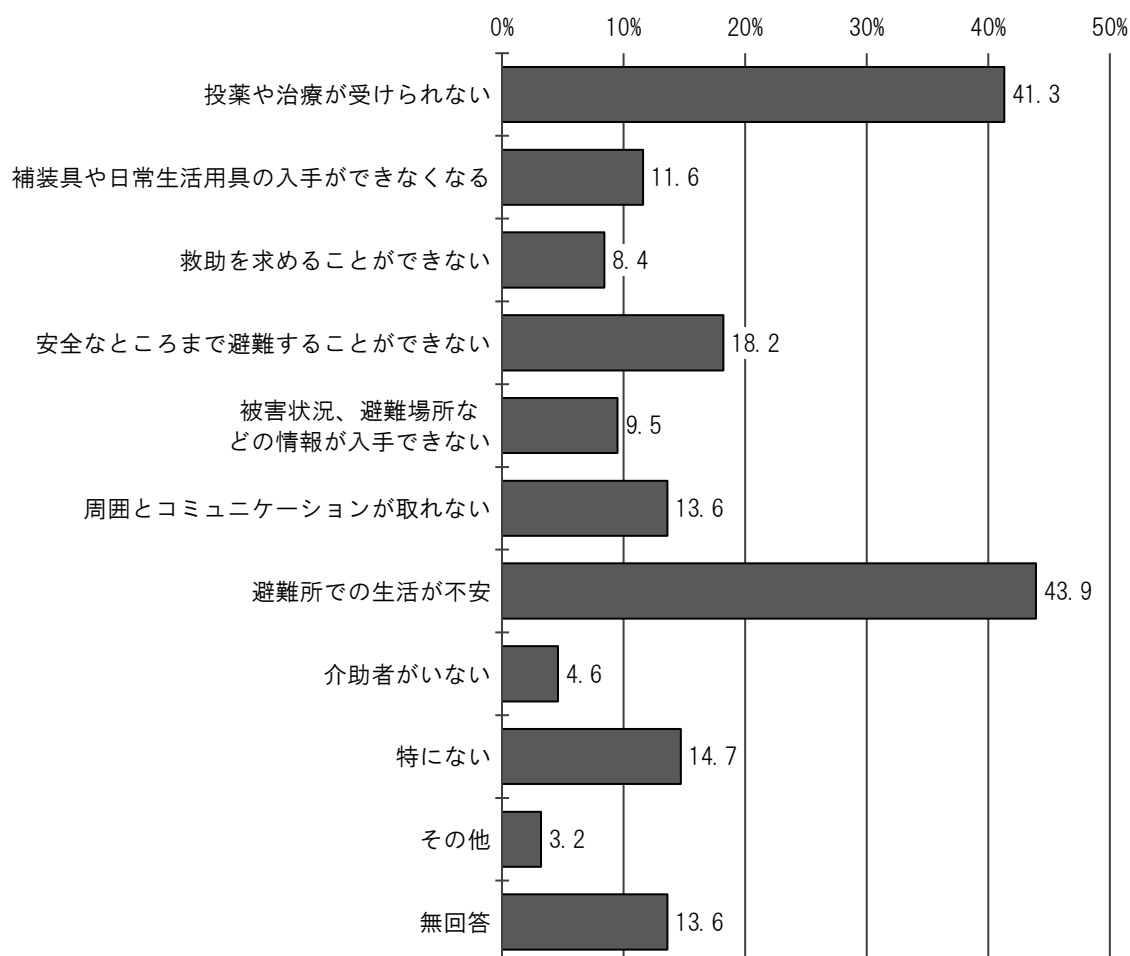
災害時にひとりで避難できるかについては、「ひとりで避難できる」が44.8%と最も多く、次いで「ひとりで避難できないが、助けてくれる人がある」が39.3%、「ひとりで避難できず、助けてくれる人もいない」が6.4%となっています。（単数回答）

n=346



災害時に困ることについては、「避難所での生活が不安」が43.9%と最も多く、次いで「投薬や治療が受けられない」が41.3%、「安全なところまで避難することができない」が18.2%となっています。（複数回答）

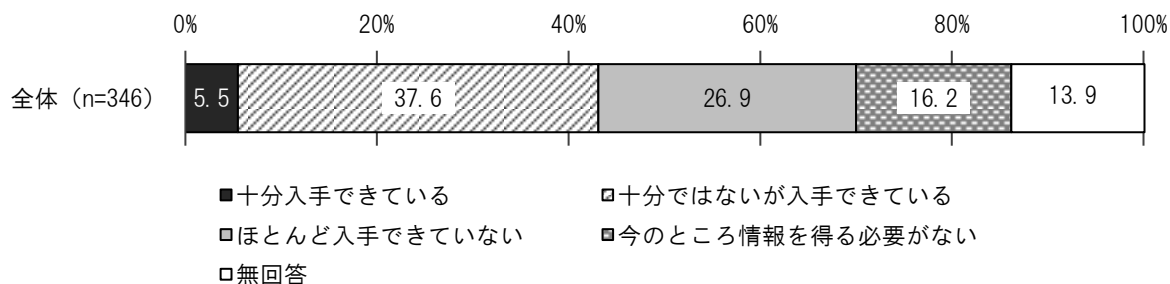
n=346



⑨福祉などの情報について

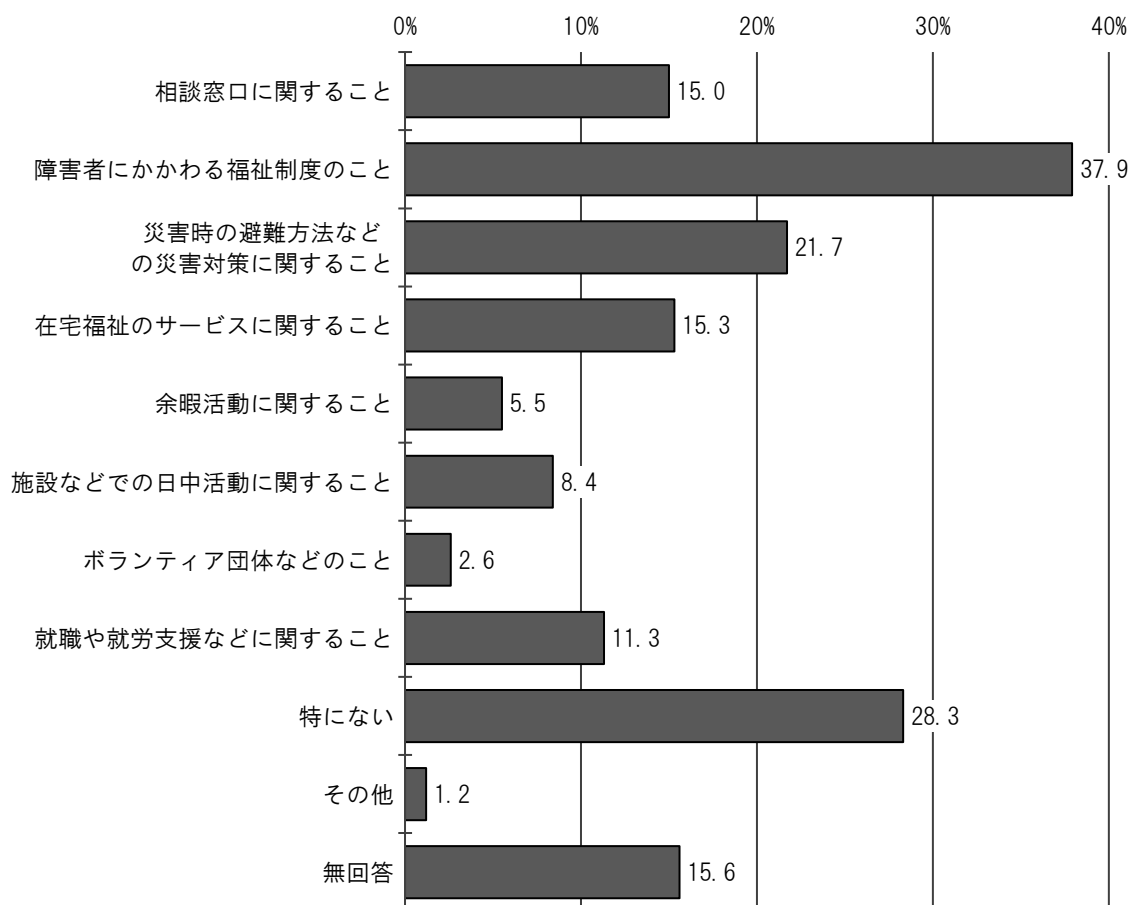
福祉に関する情報を十分入手できているかについては、「十分ではないが入手できている」が37.6%と最も多く、次いで「ほとんど入手できていない」が26.9%、「今のところ情報を得る必要がない」が16.2%となっています。（単数回答）

n=346



生活に関することで、知りたい情報については、「障害者にかかわる福祉制度のこと」が37.9%と最も多く、次いで「特にない」が28.3%、「災害時の避難方法などの災害対策に関すること」が21.7%となっています。（複数回答）

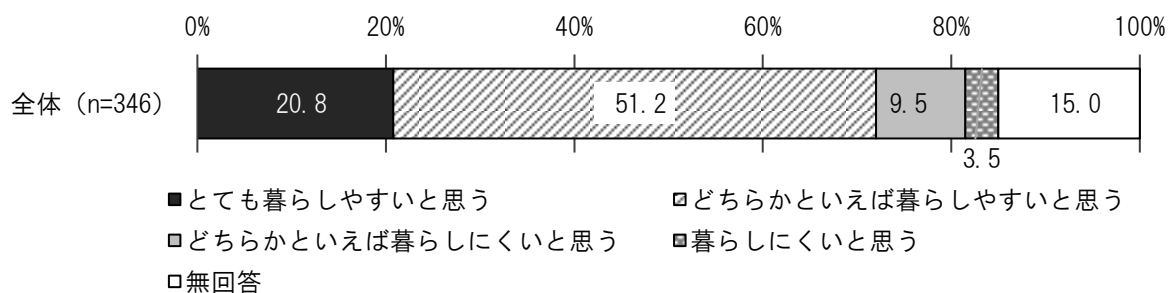
n=346



⑩暮らしやすさについて

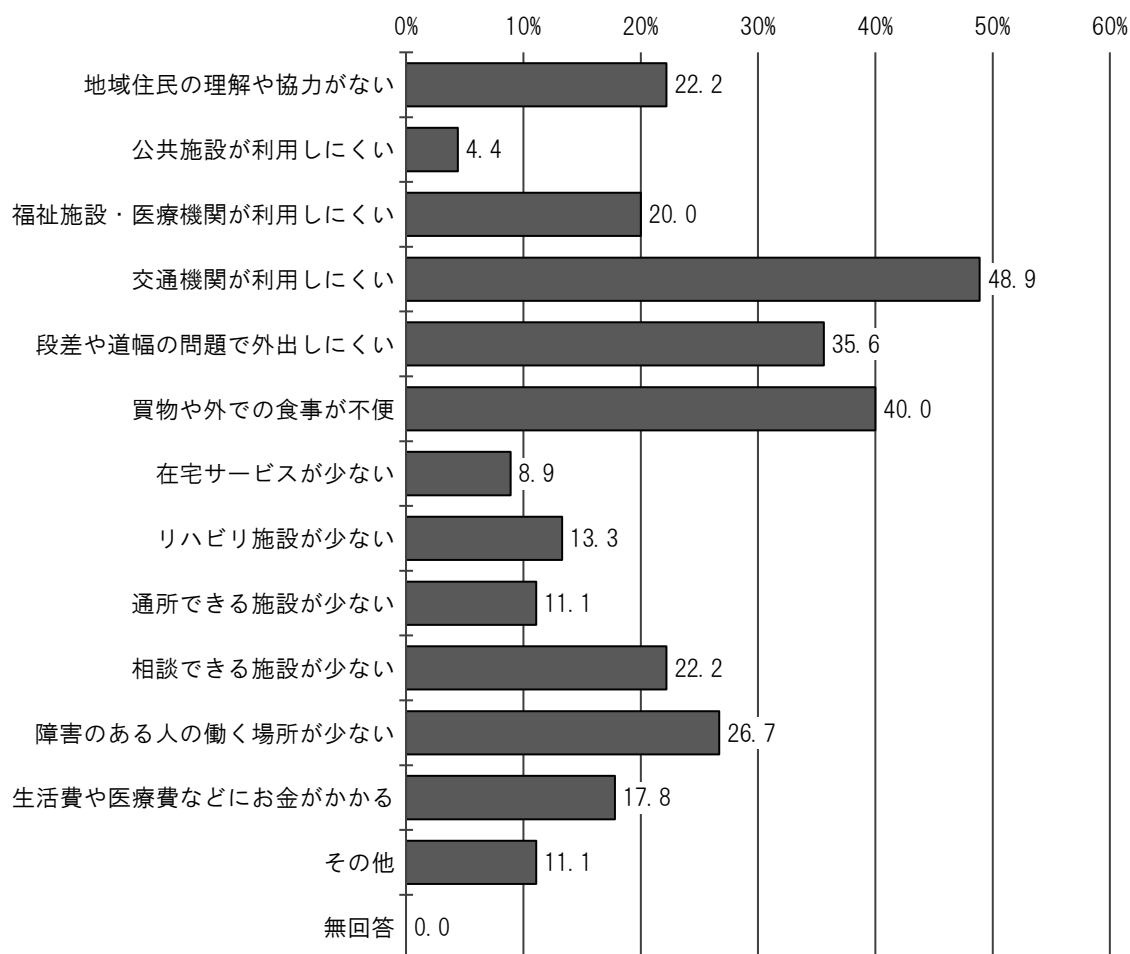
大洗町の暮らしやすさについては、「どちらかといえば暮らしやすいと思う」が51.2%と最も多く、次いで「とても暮らしやすいと思う」が20.8%、「どちらかといえば暮らしにくいと思う」が9.5%となっています。（単数回答）

n=346



暮らしにくいと回答した人の、暮らしにくさを感じる点については、「交通機関が利用しにくい」が48.9%と最も多く、次いで「買物や外での食事が不便」が40.0%、「段差や道幅の問題で外出しにくい」が35.6%となっています。（複数回答）

n=45



障害のある人にとって暮らしやすいまちづくりのために必要なことについては、「何でも相談できる窓口を充実してほしい」が40.2%と最も多く、次いで「福祉に関する情報をわかりやすく提供してほしい」が33.5%、「在宅で安心して生活するための福祉サービスを充実してほしい」が18.8%となっています。（複数回答）

手帳・受給者証別にみると、療育では「福祉に関する情報をわかりやすく提供してほしい」、それ以外の区分（特定医療費を除く）では「何でも相談できる窓口を充実してほしい」が最も多くなっています。

年代別にみると、39歳以下と60～69歳では「福祉に関する情報をわかりやすく提供してほしい」、40～59歳と70歳以上では「何でも相談できる窓口を充実してほしい」が最も多くなっています。また、17歳以下では「個性を伸ばす保育・教育を充実してほしい」「差別や偏見をなくすための教育や広報活動を充実してほしい」が他の区分に比べて多くなっています。

単位:%	n	何でも相談できる窓口を充実してほしい	福祉に関する情報をわかりやすく提供してほしい	手話や音声などによる情報の提供などを充実してほしい	保護や福祉に関わる専門的な人材を増やしてほしい	医師や専門職員による訪問指導を充実してほしい	在宅で安心して生活するための福祉サービスを充実してほしい	リハビリ、生活訓練などができる通所施設を充実してほしい	入所施設を充実してほしい	障害のある人に対する医療を充実してほしい	個性を伸ばす保育・教育を充実してほしい	障害のある人の働く場を充実してほしい	障害のある人が集まり情報交換できる場を充実してほしい	道路・建物などのバリアフリー化を推進してほしい	障害のある人が通える文化教室やスポーツ教室などを充実してほしい	差別や偏見をなくすための教育や広報活動を充実してほしい	その他	無回答
全体	346	40.2	33.5	2.9	8.7	9.0	18.8	10.1	9.0	15.6	4.6	13.3	5.8	13.9	6.4	13.6	3.8	18.5
身体障害者手帳	239	41.0	32.2	2.9	7.5	7.5	21.3	10.5	6.7	13.8	2.1	8.8	4.2	15.9	3.3	9.2	2.9	20.1
療育手帳	56	23.2	42.9	1.8	16.1	5.4	16.1	10.7	25.0	21.4	7.1	25.0	8.9	8.9	12.5	28.6	3.6	14.3
精神障害者保健福祉手帳	46	43.5	17.4	4.3	6.5	10.9	10.9	-	2.2	17.4	10.9	28.3	8.7	4.3	10.9	13.0	10.9	19.6
自立支援医療受給者証	29	48.3	27.6	6.9	6.9	6.9	6.9	-	-	24.1	6.9	31.0	10.3	6.9	10.3	20.7	10.3	10.3
指定難病医療受給者証	14	42.9	28.6	-	28.6	14.3	28.6	28.6	14.3	7.1	-	14.3	-	35.7	-	7.1	7.1	7.1
特定医療費医療受給者証	3	33.3	66.7	-	-	-	66.7	-	-	66.7	-	-	-	-	-	-	-	-
全体	346	40.2	33.5	2.9	8.7	9.0	18.8	10.1	9.0	15.6	4.6	13.3	5.8	13.9	6.4	13.6	3.8	18.5
17歳以下	17	35.3	47.1	-	11.8	-	-	5.9	5.9	5.9	41.2	23.5	17.6	11.8	5.9	41.2	11.8	17.6
18～39歳	35	28.6	37.1	2.9	14.3	5.7	17.1	2.9	8.6	22.9	17.1	34.3	8.6	20.0	17.1	31.4	8.6	8.6
40～59歳	67	44.8	26.9	4.5	11.9	7.5	16.4	10.4	10.4	28.4	-	23.9	6.0	7.5	10.4	13.4	3.0	14.9
60～69歳	60	46.7	48.3	5.0	8.3	8.3	15.0	6.7	11.7	15.0	-	13.3	10.0	20.0	6.7	11.7	-	8.3
70歳以上	163	38.7	28.2	1.8	6.1	11.7	22.7	12.9	7.4	9.2	1.2	3.7	2.5	12.9	1.8	8.0	3.1	26.4

⑪障害福祉サービスを利用しやすくするために必要なこと

障害福祉サービスを利用しやすくするために必要なことについては、「どのようなサービスがあるのか詳しい情報を知りたい」が35.3%と最も多く、次いで「申請や手続きの方法をわかりやすくしてほしい」が30.6%、「必要なときにすぐに利用できるようにしてほしい」が25.7%となっています。（複数回答）

手帳・受給者証別にみると、療育と精神では「申請や手続きの方法をわかりやすくしてほしい」、それ以外の区分では「どのようなサービスがあるのか詳しい情報を知りたい」が最も多くなっています。自立支援では「どのようなサービスがあるのか詳しい情報を知りたい」と「申請や手続きの方法をわかりやすくしてほしい」が同率で最も多くなっています。

年代別にみると、17歳以下と60～69歳では「申請や手続きの方法をわかりやすくしてほしい」、それ以外の区分では「どのようなサービスがあるのか詳しい情報を知りたい」が最も多くなっています。18～39歳では「どのようなサービスがあるのか詳しい情報を知りたい」と「申請や手続きの方法をわかりやすくしてほしい」が同率で最も多くなっています。

単位：%	n	どのようなサービスがあるのか 詳しい情報を知りたい	申請や手続きの方法を わかりやすくしてほしい	障害の状態に応じた方法で 情報を提供してほしい	自分に適切なサービスを アドバイスしてほしい	必要なときにすぐに利用できる ようにしてほしい	サービスの回数や時間を増やして ほしい	身近な場所を通してサービスが 受けられるようにしてほしい	施設までの送迎サービスなどが ほしい	サービスの費用負担を軽減して ほしい	特にな い	そ の 他	無 回 答
全体	346	35.3	30.6	22.8	21.7	25.7	7.2	9.5	10.4	14.2	15.6	1.7	24.3
身体障害者手帳	239	34.3	26.4	23.4	20.1	26.4	6.7	8.4	8.8	13.0	16.3	2.1	25.9
療育手帳	56	28.6	33.9	25.0	21.4	28.6	8.9	10.7	14.3	12.5	16.1	-	21.4
精神障害者保健福祉手帳	46	34.8	39.1	19.6	23.9	13.0	6.5	10.9	13.0	21.7	13.0	2.2	23.9
自立支援医療受給者証	29	44.8	44.8	13.8	20.7	24.1	6.9	13.8	13.8	24.1	17.2	3.4	10.3
指定難病医療受給者証	14	50.0	42.9	42.9	28.6	35.7	14.3	-	14.3	35.7	-	-	14.3
特定医療費医療受給者証	3	100.0	66.7	-	66.7	33.3	-	33.3	33.3	66.7	-	-	-

全体	346	35.3	30.6	22.8	21.7	25.7	7.2	9.5	10.4	14.2	15.6	1.7	24.3
17歳以下	17	41.2	58.8	29.4	35.3	29.4	17.6	11.8	23.5	23.5	5.9	-	17.6
18～39歳	35	42.9	42.9	28.6	28.6	20.0	5.7	14.3	22.9	22.9	11.4	-	8.6
40～59歳	67	37.3	32.8	25.4	25.4	23.9	11.9	13.4	7.5	16.4	22.4	3.0	17.9
60～69歳	60	36.7	43.3	26.7	18.3	31.7	6.7	6.7	10.0	10.0	15.0	3.3	16.7
70歳以上	163	30.7	19.6	19.0	18.4	25.2	4.9	7.4	7.4	12.3	14.7	1.2	34.4

第4章 基本理念及び計画の推進

第1節 基本理念

(1) 基本理念

本町では、障害のある人もない人も同様に社会を構成する一員として、共に生活し、活動する社会を目指す「ノーマライゼーション（※）」の理念と、ライフステージのすべての段階において主体性、自立性、自由といった人間本来の生き方の回復、獲得を目指す「リハビリテーション（※）」の理念のもとに計画を推進しています。

本計画では、この基本理念や障害者権利条約の批准や障害者差別解消法の施行などを踏まえ、障害のある人もない人も互いを理解し、支え合って生きていくことができるよう、基本理念を第3期大洗町障害者計画と同一とし、以下のとおりとします。

～ 基本理念 ～

**障害のある人もない人も共に地域社会の中で
普通の生活を営み、自己実現のできるまち**

（※1）ノーマライゼーション

障害のある人を排除するのではなく、一般の社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。

（※2）リハビリテーション

障害のある人の身体的・精神的・社会的な適応能力回復のための技術的訓練プログラムにとどまらず、ライフステージすべての段階において、社会経済的に普通の生活を営むことのできる状態を保障することが可能となるように援助する、障害のある人の自立と社会参加を目指す施策の考え方。

(2) 障害福祉計画及び障害児福祉計画の取り扱い

本計画として定める事項は、次のとおりとなります。

① 「成果目標」及び「活動指標」

障害のある人の地域生活への移行や就労支援、障害のある子どもの健やかな成長といった課題に対応するため、本計画における成果目標を、国の基本指針に基づくとともに、本町の実情を考慮し設定しました。

- 成果目標1 施設入所者の地域生活への移行
- 成果目標2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 成果目標3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- 成果目標4 福祉施設から一般就労への移行等
- 成果目標5 障害児支援の提供体制の整備等
- 成果目標6 相談支援体制の充実・強化等
- 成果目標7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

また、障害福祉サービス、相談支援、発達障害者支援、障害児支援、精神障害者関係及び障害福祉サービス等の質の向上に向けて、町の状況等を勘案し、活動指標を設定しました。

② 施策・事業の体系

施策体系としては、「障害福祉サービス」及び「障害児通所支援等」、「地域生活支援事業」等に分別されます。各施策の概要について整理します。

1. 障害福祉サービス・障害児通所支援等

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスは、サービスの特性に合わせて「訪問系」「日中活動系」「居住系」等に区分され、制度上は介護給付、訓練等給付に区分されます。

また、障害児に対しては、児童福祉法に基づく障害児通所支援等を提供します。

2. 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害のある人の有する適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業を効果的・効率的に実施し、障害のある人の福祉の増進を図ることを目的としています。

地域生活支援事業には、全ての市町村が実施する「必須事業」と、各市町村の判断により行う「任意事業」があります。今後のニーズに基づき、新たな事業の実施についても検討していくこととします。

第2節 計画の推進体制

(1) 計画の評価・見直し

本計画では、国の基本方針に即して目標値と、障害福祉サービス・障害児通所支援及び地域生活支援事業の見込み量を定めており、各サービス及び事業の提供体制の整備や円滑な実施を確保する必要があります。

実効性のある計画にするためには、PDCAサイクルに沿って定期的に進捗状況を把握し、分析・評価の上、課題等がある場合には、随時対応を検討していく必要があります。本町では大洗町地域自立支援協議会が、その審議の場となります。

大洗町地域自立支援協議会から、計画の進捗状況や計画を推進していくための方策について意見・提案等を受け、計画の見直し等、施策に反映します。

本計画においては、これらのPDCAサイクルのプロセスを念頭に置き、計画作成の段階においては、国の基本指針に即しつつ地域の実情に応じて目標設定をします。

(※) 「PDCA サイクル」

さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善等に広く活用されているマネジメント手法で、「計画(Plan)」「実行(Do)」「評価(Check)」「改善(Act)」のプロセスを順に実施していくもの。

(2) 計画の推進体制の確保

① 推進体制の確保

計画の推進にあたっては、関係各課や国・県の関係行政機関との連携を強化します。

また、関係機関・団体等との連絡・調整を行うとともに、町、相談支援事業者、各種サービス提供事業者、さらには雇用分野、教育分野等の関係者によるネットワークを活用し、計画の推進を図ります。

② 大洗町地域自立支援協議会との連携

本町では、大洗町地域自立支援協議会を設置しています。

自立支援協議会は、相談支援事業の適切な運営及び地域の障害者福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場を設け、事業の円滑な推進を図ることを目的としており、本計画における障害福祉サービス等による取組を推進するにあたっては、協議会からの意見・提言等を踏まえ、事業を実施します。

③ 障害福祉サービスや計画に関する情報の提供

障害福祉サービス等を誰もが適切に利用できるよう、サービス内容や利用手続き等の情報提供に努めるとともに、計画の周知を図ります。

また、住民・事業者に対して、障害に関する正しい知識の啓発に努め、障害の理解の促進を図るとともに、共に生きる社会の実現を目指して地域の力を活用します。

④ サービスの質の確保と経営基盤の安定化

地域生活支援事業の実施にあたっては、大洗町と契約を交わした事業者がサービス提供者となりますが、これらの事業者に対しては一定の基準を設けるとともに、苦情処理体制を整備、確立するなど、質の確保を図ることにより、制度の円滑な運営につなげます。

また、県の指定を受けたサービス提供事業者についても、県との連携を図り、質の確保に努めます。

なお、こうしたサービスの質の確保に加えて、障害のある人等が継続的にサービスを利用できるよう、担い手である事業者の経営基盤の安定化を図る必要があることから、行政としての支援の在り方について、さらに検討を進めます。

《 各論 》

障害福祉計画・障害児福祉計画

第1章 基本指針に定める成果目標

第2章 障害福祉サービスの見込みと確保の方策

第3章 障害児通所支援等の見込みと確保の方策

第4章 地域生活支援事業の見込み

第1章 基本指針に定める成果目標

第1節 成果目標の設定

成果目標について、国の基本方針を踏まえるとともに、大洗町における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和5年度を目標年度として設定し、本計画に掲載します。

なお、成果目標を達成するための活動指標となる、計画期間の各年度における取り組みの量については、第2章以降に定めます。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、令和元年度末時点の障害福祉施設に入所している人のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、令和5年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定します。

【 国の基本方針 】

項目	国の基本方針
地域生活移行者数	令和5年度末時点で、令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行
施設入所者数	令和5年度末時点で、令和元年度末の施設入所者数から1.6%以上削減

【 大洗町における目標 】

日中サービス支援型を含め、グループホームの整備を推進し、地域での暮らしを継続できる支援体制の整備を図り、国の基本指針を目標に施設入所者の地域移行を推進します。

目標値		目標値の根拠
令和5年度末までの地域生活移行者数	2人	37人(令和元年度末の施設入所者数) ×6%
令和5年度末の施設入所者数	36人	37人(令和元年度末の施設入所者数) ×1.6% = 1人を削減

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

【 国の基本方針 】(※すべて目標設定は都道府県)

項目	国の基本方針
精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数	精神障害者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における生活日数の平均に関する令和 5 年度における目標値
精神病床における 1 年以上長期入院患者数(65 歳以上、65 歳未満)	令和 5 年度末の精神病床における 65 歳以上の 1 年以上長期入院患者数及び令和 5 年度末の精神病床における 65 歳未満の 1 年以上長期入院患者数
入院中の精神障害者の退院に関する目標値	入院後 3 か月時点の退院率については 69%以上とし、入院後 6 か月時点の退院率については 86%以上とし、入院後 1 年時点の退院率については 92%以上

【 大洗町における目標 】

上記方針はすべて、茨城県において目標値が設定されることとなっています。

国の基本指針や県の方針、成果目標を踏まえて、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健・医療・福祉関係者による「協議の場」を設置し、医療、障害福祉、介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「地域包括ケアシステム」の構築を目指すことを基本としています。

大洗町においては、令和 2 年度に上記の「協議の場」を大洗町地域自立支援協議会に位置付け、今後は協議の場の充実を図ります。

« 活動指標 »

項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	2回	2回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	8 人	10 人	10 人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1 回	1 回	1 回

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点等について、令和5年度末までに整備し、その拠点等の充実を図るため運用状況を検証および検討することを基本とします。

【 国の基本方針 】

項目	国の基本方針
地域生活支援拠点	令和 5 年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討する。

【 大洗町における目標 】

障害のある人の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障害のある人等の住み慣れた地域での暮らしを担保し、自立を希望する人への支援を進めるため、障害のある人等の地域生活を支援する5つの機能（①相談 ②体験の場・機会の提供 ③緊急時の受け入れ・対応 ④専門的人材の確保・養成 ⑤地域の体制づくり）を担う体制づくりを構築することを目指します。

大洗町や近隣市町に立地するグループホームや障害者支援施設等と調整し、機能の全部又は一部を整備していきます。

項目	目標値
地域生活支援拠点等の運用状況の検証、検討	令和 5 年度までに 5 つの機能のうち 1 つ以上の機能を町内又は圏域内に整備

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業）の利用を通じて、令和５年度中に一般就労に移行する人の目標値を設定します。

【 国の基本方針 】

項目	国の基本方針
一般就労移行者数	令和５年度中に令和元年度実績の 1.27 倍以上
就労移行支援における一般就労移行者数	令和５年度中に令和元年度実績の 1.30 倍以上
就労継続支援 A 型における一般就労移行者数	令和５年度中に令和元年度実績の 1.26 倍以上
就労継続支援 B 型における一般就労移行者数	令和５年度中に令和元年度実績の 1.23 倍以上
就労定着支援事業の利用者数	令和５年度における一般就労移行者のうち、7 割が就労定着支援を就労定着支援事業を利用する。
就労定着支援事業の就労定着率	就労定着支援事業所のうち、就労定着率 8 割以上の事業所を全体の 7 割以上とする。

【 大洗町における目標 】

令和元年度の実績を基に、国の基本方針を目標に就労支援の推進を図ります。

目標値		目標値の根拠
令和５年度までの一般就労移行者数	3 人	2 人(令和元年度の一般就労移行者数) ×1.27
うち就労移行支援	3 人	2 人(令和元年度の一般就労移行者数) ×1.27
うち就労継続支援 A 型	-人	令和元年度実績 0 人
うち就労継続支援 B 型	-人	令和元年度実績 0 人
令和５年度における 就労定着支援事業の利用者数	2 人	3 人(令和５年度一般就労移行者数)×0.7
令和５年度における 就労定着支援事業の就労定着率	-%	町内に就労定着支援事業所がないため設定しない

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

障害児（重症心身障害児を含む）を支援する体制を確保するため、令和 5 年度末までに児童発達支援センターの設置をはじめ、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等の確保を求めています。

また、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、令和 5 年度末までに保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための「協議の場」を設けるとともに、医療的ケア児に関するコーディネーターの配置を基本とします。

【 国の基本方針 】

項目	国の基本方針
児童発達支援センターの設置	令和 5 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも 1 か所以上設置する。
保育所等訪問支援を利用できる体制構築	令和 5 年度末までに、すべての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業者の確保	令和 5 年度末までに、各市町村又は各圏域に少なくとも 1 か所以上確保する。
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	令和 5 年度末までに、各市町村又は各圏域に少なくとも 1 か所以上確保する。
医療的ケア児支援のための協議の場	令和 5 年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける。
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	令和 5 年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

【 大洗町における目標 】

国の基本方針を踏まえつつ、支援を必要とする障害児（重症心身障害児を含む。）や医療的ケア児の把握に努め、関係機関等の連携を図りながら適切な支援体制の構築に努めます。

目標値	
児童発達支援センター設置	1 か所 (令和 5 年度末までに圏域内に整備を検討)
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	有(体制構築済み)
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1 か所 (令和 5 年度末までに圏域内に整備を検討)
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	1 か所 (令和 5 年度末までに圏域内に整備を検討)

（６）相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制を充実・強化するため、令和５年度末までに、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とします。

【 国の基本方針 】

項目	国の基本方針
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制	令和５年度末までに、各市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保する。

【 大洗町における目標 】

障害の種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を行う基幹相談支援センターの設置を目指すとともに、相談支援事業者に対する専門的な指導・助言ができる体制の整備や研修等を実施することにより、人材育成を図ります。

また、地域の相談機関との連携強化を図り、相談支援体制の充実をに努めます。

« 活動指標 »

項目	目標値		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度
総合的・専門的な相談支援機関の実施の有無 (基幹相談支援センターの設置)	無	無	有(設置予定)
相談支援事業者への指導・助言件数	０件	０件	１件
相談支援事業者への人材育成の支援件数	０件	０件	１件
相談支援事業者との連携強化の実施回数	０回	０回	１回

（７）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

近年の障害福祉サービス等の多様化、サービス事業所の増加に伴い、事業者が利用者に対して真に必要とするサービスを適切に提供することがより一層求められていることから令和５年度末までに障害福祉サービス等の質の向上を図ることを基本とします。

【 国の基本方針 】

項目	国の基本方針
サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築	令和５年度末までに都道府県及び市町村において、サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。

【 大洗町における目標 】

県が実施する障害福祉サービスに係る研修その他研修に町職員が参加し、職員の資質向上に取り組みます。

また、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析してその結果を活用するとともに、関係機関等と共有する体制の構築を目指します。

« 活動指標 »

項目	目標値		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度
障害福祉サービス等に係る各種研修等への町職員の参加	２人	２人	２人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析・共有	無	無	実施(予定)

第2章 障害福祉サービスの見込みと確保の方策

第1節 障害福祉サービスの実績と見込み

(1) 訪問系サービス

施策の方針

必要なサービス提供量を確保するために、サービス提供事業者等との連携を通じて、より効率的なサービス提供体制の整備を図ります。

算出の方法

第5期期間である平成30年度から令和2年度までの伸びを踏まえ、実績を勘案し、調整しました。

※各サービスの実績及び計画値の表中にある「人日/月」とは、サービスの利用者それぞれのサービスの利用回数を合算した1か月あたりの総数を示します。

① 居宅介護等

■事業概要と現状

主な事業	事業の概要
居宅介護	自宅での入浴や排せつ、食事や通院の介助等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由(常に介護が必要)のある人に、自宅での入浴や排せつ、食事等の介助や外出時の移動支援等を総合的に行います。
同行援護	重度の視覚障害により移動が困難な人に、外出時に必要な介助を行います。
行動援護	知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な人に、行動時必要な介助や外出時の移動中の介助等を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護が必要な重度の障害のある人に、居宅介護等の複数の障害福祉サービスを包括的に提供します。

			第5期計画		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援	人/月	実績値	32	34	32
	時間/月	実績値	310	331	294

■本計画期間の計画値

第6期計画期間では、次のとおり見込みます。

			第6期計画		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援	人/月	見込み	34	35	36
	時間/月	見込み	310	320	330

(2) 日中活動系サービス

施策の方針

新規利用者のニーズを適切に把握し、利用者や利用時間数の増加が見込まれるサービスを中心に、新規事業者の参入を促進するなど、提供体制の充実を図ります。

算出の方法

第5期期間である平成30年度から令和2年度までの伸びを踏まえ、実績を勘案し、調整しました。

① 生活介護

■事業概要と現状

常に介護を必要とする人に、日中活動の場を提供するとともに、入浴・排せつ・食事の介護等を行うサービスです。

			第5期計画		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
生活介護	人/月	実績	56	58	60
	人日/月	実績	1,144	1,123	1,169

■本計画期間の計画値

第6期計画期間では、次のとおり見込みます。

			第6期計画		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人/月	見込み	60	62	64
	人日/月	見込み	1,160	1,180	1,200

② 自立訓練(機能訓練)

■事業概要と現状

障害のある人に、身体機能の向上のために、必要な訓練やその他の支援を一定期間提供するサービスです。

			第 5 期計画		
			平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
自立訓練(機能訓練)	人/月	実績	1	1	0
	人日/月	実績	3	13	0

■本計画期間の計画値

第 6 期計画期間では、次のとおり見込みます。

			第 6 期計画		
			令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
自立訓練(機能訓練)	人/月	見込み	1	1	1
	人日/月	見込み	12	12	12

③ 自立訓練(生活訓練)

■事業概要と現状

障害のある人に、日常生活能力の向上のために、必要な訓練やその他の支援を一定期間提供するサービスです。

			第 5 期計画		
			平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
自立訓練(生活訓練)	人/月	実績	4	5	4
	人日/月	実績	105	95	64

■本計画期間の計画値

第 6 期計画期間では、次のとおり見込みます。

			第 6 期計画		
			令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
自立訓練(生活訓練)	人/月	見込み	4	5	6
	人日/月	見込み	80	100	120

④ 就労移行支援

■事業概要と現状

一般企業への就労を目指す障害のある人に、くために必要な知識・能力を向上するための就労訓練の提供や就職活動の支援を一定期間行うサービスです。

			第 5 期計画		
			平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
就労移行支援	人/月	実績	14	13	13
	人日/月	実績	298	238	230

■本計画期間の計画値

第 6 期計画期間では、次のとおり見込みます。

			第 6 期計画		
			令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
就労移行支援	人/月	見込み	13	15	17
	人日/月	見込み	234	270	306

⑤ 就労継続支援(A 型)

■事業概要と現状

一般企業に就労することが難しい障害のある人に、雇用契約を結んだ上で、就労や生産活動の機会を提供、就労に必要な知識・能力を向上するために必要な支援を行うサービスです。

			第 5 期計画		
			平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
就労継続支援(A 型)	人/月	実績	6	7	9
	人日/月	実績	120	137	166

■本計画期間の計画値

第 6 期計画期間では、次のとおり見込みます。

			第 6 期計画		
			令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
就労継続支援(A 型)	人/月	見込み	10	11	12
	人日/月	見込み	180	198	216

⑥ 就労継続支援(B型)

■事業概要と現状

年齢や体力等の面で一般企業等で雇用契約を結んで働くことが難しい障害のある人に、生産活動や就労訓練の機会を提供、就労に必要な知識・能力を向上するために必要な支援を行うサービスです。

			第 5 期計画		
			平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
就労継続支援(B型)	人/月	実績	23	27	31
	人日/月	実績	434	486	550

■本計画期間の計画値

第 6 期計画期間では、次のとおり見込みます。

			第 6 期計画		
			令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
就労継続支援(B型)	人/月	見込み	31	35	39
	人日/月	見込み	560	580	600

⑦ 就労定着支援

■事業概要と現状

就労移行支援等の利用を経て一般企業に就労した人で、就労面や生活面で課題が生じている人等に、課題解決に向けて企業や関係機関等との連絡調整、必要な指導や助言等の支援を一定期間行うサービスです。

			第 5 期計画		
			平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
就労定着支援	人/月	実績	0	0	1

■本計画期間の計画値

第 6 期計画期間では、次のとおり見込みます。

			第 6 期計画		
			令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
就労定着支援	人/月	見込み	1	1	1

⑧ 療養介護

■事業概要と現状

医療と常時の介護を必要とする人に、病院等で、機能訓練、療養上の管理、その他必要な支援を提供するサービスです。

			第 5 期計画		
			平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
療養介護	人/月	実績	0	0	0

■本計画期間の計画値

第 6 期計画期間では、次のとおり見込みます。

			第 6 期計画		
			令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
療養介護	人/月	見込み	0	0	1

⑨ 短期入所(ショートステイ)

■事業概要と現状

一時的な諸事情により自宅での生活が困難な人に、短期間、夜間も含め施設等で、生活の場やその他必要な介護等を提供するサービスです。

			第 5 期計画		
			平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
短期入所(福祉型)	人/月	実績	7	10	7
	人日/月	実績	73	111	83
短期入所(医療型)	人/月	実績	-	-	-
	人日/月	実績	-	-	-

■本計画期間の計画値

第 6 期計画期間では、次のとおり見込みます。

			第 6 期計画		
			令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
短期入所(福祉型)	人/月	見込み	7	9	10
	人日/月	見込み	80	95	115
短期入所(医療型)	人/月	見込み	-	-	-
	人日/月	見込み	-	-	-

(3) 居住系サービス

施策の方針

障害の状況や希望を踏まえ、ライフステージ全体で切れ目のない住まいの支援が行われるよう、グループホーム及び入所施設の必要量を見込み、サービス提供事業者と協力して、障害のある人の住まいの確保に努めます。

算出の方法

第5期期間である平成30年度から令和2年度までの伸びを踏まえ、実績を勘案し、調整しました。

① 共同生活援助

■事業概要と現状

共同生活を行う住居で、相談、その他日常生活に必要な支援を提供するサービスです。

			第5期計画		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
共同生活援助	人/月	実績	24 (12)	27 (14)	25 (13)

※（ ）は精神障害者

■本計画期間の計画値

第6期計画期間では、次のとおり見込みます。

			第6期計画		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助	人/月	見込み	26 (13)	28 (14)	30 (15)

※（ ）は精神障害者

② 施設入所支援

■事業概要と現状

施設に入所している人に、入浴・排せつ・食事の介護等、その他日常生活に必要な支援を提供するサービスです。

			第5期計画		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
施設入所支援	人/月	実績	40	37	37

■本計画期間の計画値

第6期計画期間では、次のとおり見込みます。

			第6期計画		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設入所支援	人/月	見込み	37	37	36

③ 自立生活援助

■事業概要と現状

施設やグループホームを利用していた一人暮らしをする人に対して、定期的な訪問を行い、生活面での課題はないか、体調の変化などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うサービスです。

			第 5 期計画		
			平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
自立生活援助	人/月	実績	0 (0)	0 (0)	0 (0)

※（ ）は精神障害者

■本計画期間の計画値

第 6 期計画期間では、次のとおり見込みます。

			第 6 期計画		
			令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
自立生活援助	人/月	見込み	0 (0)	0 (0)	1 (1)

※（ ）は精神障害者

(4) 相談支援サービス

施策の方針

相談支援とは、「指定特定相談支援」及び「指定一般相談支援」から構成され、「指定一般相談支援」は、入所施設や精神科病院から地域生活に移行する際の住居の確保や手続き同行等の「地域移行支援」と、地域生活移行後の連絡体制の確保や緊急時の対応等の「地域定着支援」からなります。

サービス等利用計画の作成を一層促進するため、指定特定相談支援事業所の増加及び相談支援専門員の資質向上に取り組んでいます。

また、地域相談支援体制の整備、充実を図ります。

算出の方法

第5期期間である平成30年度から令和2年度までの伸びを踏まえ、実績を勘案し、調整しました。

① 計画相談支援

■事業概要と現状

サービス利用支援及び継続サービス利用支援をいい、障害福祉サービスの利用の開始や継続に際して、利用者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、サービスの利用計画を作成するサービスです。

			第5期計画		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画相談支援	人/月	実績	27	34	35

■本計画期間の計画値

第6期計画期間では、次のとおり見込みます。

			第6期計画		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人/月	見込み	35	36	38

② 地域移行支援

■事業概要と現状

障害者支援施設等の施設に入所している障害のある人または精神科病院に入院している精神障害のある人の、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を供与するサービスです。

			第 5 期計画		
			平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
地域移行支援	人/月	実績	0 (0)	0 (0)	0 (0)

※（ ）は精神障害者

■本計画期間の計画値

第 6 期計画期間では、次のとおり見込みます。

			第 6 期計画		
			令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
地域移行支援	人/月	見込み	0 (0)	1 (1)	1 (1)

※（ ）は精神障害者

③ 地域定着支援

■事業概要と現状

居宅において単身等の状況において生活する障害のある人との常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態において、相談支援等を行うサービスです。

			第 5 期計画		
			平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
地域定着支援	人/月	実績	0 (0)	0 (0)	0 (0)

※（ ）は精神障害者

■本計画期間の計画値

第 6 期計画期間では、次のとおり見込みます。

			第 6 期計画		
			令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
地域定着支援	人/月	見込み	0 (0)	0 (0)	1 (1)

※（ ）は精神障害者

（５）発達障害者等に対する支援

施策の方針

国の基本指針においては、発達障害のある人を早期に発見し、対応するために、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、発達障害のある人とその家族等に対する支援体制を確保することが重要であるとされています。

算出の方法

町の状況やニーズ、実績等を勘案し、調整しました。

■本計画期間の計画値

第６期計画期間では、次のとおり見込みます。

			第６期計画		
			令和３年度	令和４年度	令和５年度
ペアレントトレーニングや ペアレントプログラム等の 受講者数	人/年	見込み	0	0	1
ペアレントメンターの人数	人/年	見込み	0	0	1
ピアサポートの 活動への参加人数	人/年	見込み	0	0	1

第3章 障害児通所支援等の見込みと確保の方策

第1節 障害児通所支援等の実績と見込み

(1) 障害児通所支援

施策の方針

本町では、全ての子どもが健やかに成長するため、子ども部門、保育・教育部門、福祉部門等との連携を図り、専門的で良質かつ適切な支援が受けられるよう努めます。

算出の方法

第1期期間である平成30年度から令和2年度までの伸びを踏まえ、実績を勘案し、調整しました。

※各サービスの実績及び計画値の表中にある「人日/月」とは、サービスの利用者それぞれのサービスの利用回数を合算した1か月あたりの総数を示します。

① 児童発達支援

■事業概要と現状

障害のある児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを提供するサービスです。

			第1期計画		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
児童発達支援	人/月	実績	8	7	9
	人日/月	実績	80	81	100

■本計画期間の計画値

第2期計画期間では、次のとおり見込みます。

			第2期計画		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人/月	見込み	10	12	13
	人日/月	見込み	110	120	130

② 医療型児童発達支援

■事業概要と現状

上肢、下肢または体幹の機能の障害のある児童に対する児童発達支援及び治療を行うサービスです。

			第1期計画		
			平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
医療型児童発達支援	人/月	実績	0	0	0
	人日/月	実績	0	0	0

■本計画期間の計画値

第 2 期計画期間では、次のとおり見込みます。

			第 2 期計画		
			令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
医療型児童発達支援	人/月	見込み	0	0	1
	人日/月	見込み	0	0	1

③ 放課後等デイサービス

■事業概要と現状

在学中の障害児に、放課後や夏休み等の長期休業中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し、自立を促進するとともに、居場所づくりを行うサービスです。

			第1期計画		
			平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
放課後等デイサービス	人/月	実績	9	14	14
	人日/月	実績	93	195	223

■本計画期間の計画値

第 2 期計画期間では、次のとおり見込みます。

			第 2 期計画		
			令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
放課後等デイサービス	人/月	見込み	14	16	18
	人日/月	見込み	225	250	280

④ 保育所等訪問支援

■事業概要と現状

障害のある児童が、保育所等での集団生活に対応することができるよう、障害のある児童の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な支援を行うサービスです。

			第1期計画		
			平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
保育所等訪問支援	人/月	実績	0	1	1
	人日/月	実績	0	1	1

■本計画期間の計画値

第 2 期計画期間では、次のとおり見込みます。

			第 2 期計画		
			令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
保育所等訪問支援	人/月	見込み	1	1	1
	人日/月	見込み	4	4	4

⑤ 居宅訪問型児童発達支援

■事業概要と現状

重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な児童に発達支援が提供できるよう、障害児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。

			第1期計画		
			平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
居宅訪問型児童発達支援	人/月	実績	0	0	0
	人日/月	実績	0	0	0

■本計画期間の計画値

第 2 期計画期間では、次のとおり見込みます。

			第 2 期計画		
			令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
居宅訪問型児童発達支援	人/月	見込み	0	0	1
	人日/月	見込み	0	0	5

（２）障害児相談支援

施策の方針

障害児支援利用計画を作成するとともに、サービス事業者との連携を図ります。また、サービス等の利用状況の検証を行い、適切なサービス提供を図ります。

算出の方法

第１期期間である平成３０年度から令和２年度までの伸びを踏まえ、実績を勘案し、調整しました。

① 障害児相談支援

■事業概要と現状

障害児通所支援等の利用を希望する人に、障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行うサービスです。

			第１期計画		
			平成３０年度	令和元年度	令和２年度
障害児相談支援	人/月	実績	５	７	８

■本計画期間の計画値

第２期計画期間では、次のとおり見込みます。

			第２期計画		
			令和３年度	令和４年度	令和５年度
障害児相談支援	人/月	見込み	８	９	１０

② 医療的ケア児に対する関連分野の支援

■事業概要と現状

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置促進を図ります。

圏域内の市町と連携し、設置を検討します。

			第1期計画		
			平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
コーディネーター配置人数	人/年	実績	0	0	0

■本計画期間の計画値

第 2 期計画期間では、次のとおり見込みます。

			第 2 期計画		
			令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
コーディネーター配置人数	人/年	見込み	0	0	1

第4章 地域生活支援事業の見込み

第1節 必須事業

(1) 地域生活支援事業

施策の方針

地域生活支援事業は、障害者総合支援法の事業の1つとして、障害のある人がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を行います。

また、本事業は、地域や利用者の実情に応じて市町村と都道府県が協力して実施する事業となっていることから、町独自の事業推進を図るとともに、県が実施する事業との連携を図ります。

なお、生活上の相談、手話通訳者等の派遣、日常生活用具の給付事業、移動支援事業等、特に日常生活に欠かせないサービスは「必須事業」として位置づけられています。

算出の方法

第5期期間である平成30年度から令和2年度までの伸びを踏まえ、実績を勘案し、調整しました。

① 理解促進研修・啓発事業

■事業概要

日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、住民に対して、障害や障害のある人に対する理解を深めるための研修や啓発等を行います。

■本計画期間の計画値

ニーズ等を勘案しながら、障害のある人への理解を深めるための啓発活動を行います。

			第6期計画		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	有無	見込み	有(実施)	有(実施)	有(実施)

② 自発的活動支援事業

■事業概要

障害のある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害のある人やその家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援します。

■本計画期間の計画値

ニーズ等を勘案しながら、令和5年度の実施を目標に検討を進めます。

			第6期計画		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	有無	見込み	無	無	有(実施予定)

③ 相談支援事業

■事業概要と現状

障害のある人やその家族からの福祉に関する相談に応じ、必要な情報の提供や助言、サービス利用の支援等を行うとともに、虐待の防止や早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のための援助を行い、障害のある人等が自立した日常生活や社会生活ができるよう支援します。

			第5期計画		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
障害者相談支援事業	か所	実績	1	1	1
	人/年	実績	9	8	1
地域自立支援協議会	実施/年	実績	0	0	1

■本計画期間の計画値

第6期計画期間では、次のとおり見込みます。

			第6期計画		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業	か所	見込み	1	1	1
	人/年	見込み	10	10	10
地域自立支援協議会	実施/年	見込み	1	2	2

④ 成年後見制度利用支援事業

■事業概要と現状

判断能力が不十分な知的障害や精神障害がある人に対し、権利擁護のため成年後見制度の利用に係る申立を支援するとともに、必要に応じて町長申立てや成年後見制度に係る費用助成を行います。

			第 5 期計画		
			平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
成年後見制度利用支援事業	件/年	実績	0	0	0

■本計画期間の計画値

第 6 期計画期間では、次のとおり見込みます。

			第 6 期計画		
			令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
成年後見制度利用支援事業	件/年	見込み	0	1	1

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

■事業概要と現状

水戸市を中心とした県央地域の 9 市町村と連携し、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保するとともに、市民後見人(※)の活用を含めた法人後見を支援します。

			第 5 期計画		
			平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
成年後見制度法人後見支援事業	件/年	実績	0	0	0

■本計画期間の計画値

第 6 期計画期間では、次のとおり見込みます。

			第 6 期計画		
			令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
成年後見制度法人後見支援事業	件/年	見込み	0	1	1

⑥ 意思疎通支援事業

■事業概要と現状

聴覚、言語機能又は音声機能の障害により意思疎通を図ることに支障がある方に対して、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行い、障害のある方等の意思疎通を支援します。

			第 5 期計画		
			平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
意思疎通支援事業	人/年	実績	0	0	0
手話通訳者派遣事業	人/年	実績	0	0	0
要約筆記者派遣事業	人/年	実績	0	0	0

■本計画期間の計画値

第 6 期計画期間では、次のとおり見込みます。

			第 6 期計画		
			令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
意思疎通支援事業	人/年	見込み	2	2	2
手話通訳者派遣事業	人/年	見込み	1	1	1
要約筆記者派遣事業	人/年	見込み	1	1	1

⑦ 手話奉仕員養成研修事業

■事業概要と現状

聴覚障害のある人等との交流活動の促進、町の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成について、ニーズ把握に努め研修会の実施について検討します。

			第 5 期計画		
			平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
手話奉仕員養成研修事業	人/年	実績	0	0	0

■本計画期間の計画値

手話奉仕員養成研修事業については、現在実施体制が整っていないため、第 6 期計画期間中では見込みませんが、障害のある人や障害についての理解促進等を進めながら、住民の関心を高め、事業実施のための準備を行います。

			第 6 期計画		
			令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
手話奉仕員養成研修事業	人/年	見込み	0	0	0

⑧ 日常生活用具給付事業

■事業概要と現状

障害のある人等に対し、介護・訓練支援用具等の用具を給付し、日常生活がより円滑に行われるよう支援します。

また、給付品目の選定にあたっては、公益財団法人テクノエイド協会が運営する福祉用具情報システムにより情報収集を行うとともに、利用者のニーズ等を踏まえて、用具の見直しを行います。

介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、訓練用いす、訓練用ベッド等
自立生活支援用具	入浴補助用具、特殊便器、聴覚障害者用屋内信号装置等
在宅療養等支援用具	透析液加温器、電気式たん吸引器、視覚障害者用体温計等
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、聴覚障害者用情報受信装置等
排泄管理支援用具	ストマ用装具、紙おむつ、収尿器等
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	障害のある人の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修をとまうもの

			第 5 期計画		
			平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
介護・訓練支援用具	件/年	実績	1	0	0
自立生活支援用具	件/年	実績	0	1	0
在宅療養等支援用具	件/年	実績	0	3	3
情報・意思疎通支援用具	件/年	実績	6	2	6
排泄管理支援用具	件/年	実績	353	328	299
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件/年	実績	0	0	0

■本計画期間の計画値

第 6 期計画期間では、次のとおり見込みます。

			第 6 期計画		
			令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
介護・訓練支援用具	件/年	見込み	2	2	3
自立生活支援用具	件/年	見込み	2	3	3
在宅療養等支援用具	件/年	見込み	5	6	7
情報・意思疎通支援用具	件/年	見込み	2	2	3
排泄管理支援用具	件/年	見込み	312	316	320
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件/年	見込み	1	1	1

⑨ 移動支援事業

■事業概要と現状

屋外での移動が困難な人について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出（通勤、営業活動等の経済活動に係る外出又は社会通念上適当でない外出を除く）で、原則として1日の範囲で用務を終えるものについて、外出支援を行います。

			第5期計画		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
移動支援事業	人/年	実績	7	8	5
	時間/年	実績	230	239	221

■本計画期間の計画値

第6期計画期間では、次のとおり見込みます。

			第6期計画		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	人/年	見込み	8	9	10
	時間/年	見込み	228	232	236

⑩ 地域活動支援センター機能強化事業

■事業概要と現状

地域活動支援センターでは、在宅で生活する障害のある人が、地域で自立した日常生活をまたは社会生活を営むことができるよう、創作的な活動または生産的な活動の機会の提供及び社会との交流の促進等を図る場として、日中活動の場を提供します。

また、事業形態は、目的によって、下記のⅠ型、Ⅱ型、Ⅲ型に分かれています。

種別	内容
Ⅰ型	専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、社会との交流、地域の住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発の事業を実施します。
Ⅱ型	地域において雇用・就労が困難な在宅の障害のある人に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴や食事、レクリエーション等のサービスを通じ自立支援を高める事業を実施します。
Ⅲ型	地域の障害のある人のための援護対策として地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業の実績を概ね５年以上あって安定的な運営が図られている小規模作業所の支援を充実させるための事業を実施します。

			第５期計画		
			平成３０年度	令和元年度	令和２年度
地域活動支援センター事業 （Ⅰ型）	か所数	実績	２	２	２
	人/年	実績	１６	１６	１７
地域活動支援センター事業 （Ⅱ型）	か所数	実績	０	０	０
	人/年	実績	０	０	０
地域活動支援センター事業 （Ⅲ型）	か所数	実績	１	１	１
	人/年	実績	９	９	７

■本計画期間の計画値

第６期計画期間では、次のとおり見込みます。なお、地域活動支援センター事業（Ⅱ型）については、現在実施体制が整っていないため、第６期計画期間中では見込みませんが、障害者の生活実態及びニーズ等を十分に考慮しながら、事業実施の準備を行います。

			第６期計画		
			令和３年度	令和４年度	令和５年度
地域活動支援センター事業 （Ⅰ型）	か所数	見込み	２	２	２
	人/年	見込み	１７	１８	１９
地域活動支援センター事業 （Ⅱ型）	か所数	見込み	０	０	０
	人/年	見込み	０	０	０
地域活動支援センター事業 （Ⅲ型）	か所数	見込み	１	１	１
	人/年	見込み	７	７	６

第2節 その他の事業

(1) 任意事業

施策の方針

地域生活支援事業のうち「任意事業」は、訪問入浴サービス、日中一時支援、自動車運転免許取得・改造助成などは市町村の裁量による任意事業となるため、大洗町においても独自事業として実施しています。必須事業同様に、利用者ニーズを勘案し、適宜サービス内容の検討・実施を進めています。

算出の方法

第5期期間である平成30年度から令和2年度までの伸びを踏まえ、実績を勘案し、調整を行いました。

① 訪問入浴サービス事業

■事業概要と現状

自宅で入浴することが困難な重度身体障害者又は難病患者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るため、移動入浴車を派遣し入浴サービスを提供します。

			第5期計画		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
訪問入浴サービス事業	人/年	実績	3	3	3
	回数/年	実績	254	201	200

■本計画期間の計画値

第6期計画期間では、次のとおり見込みます。

			第6期計画		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス事業	人/年	見込み	3	3	4
	回数/年	見込み	230	230	280

② 日中一時支援事業

■事業概要と現状

障害のある人の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息のため、一時的な見守り等の支援が必要と認められる障害者に対し、日中における活動の場を確保し、見守り・社会に適応するための日常的な訓練などを行います。

			第 5 期計画		
			平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
日中一時支援事業	人/年	実績	9	12	21
	回数/年	実績	538	535	893

■本計画期間の計画値

第 6 期計画期間では、次のとおり見込みます。

			第 6 期計画		
			令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
日中一時支援事業	人/年	見込み	21	22	23
	回数/年	見込み	850	925	950

③ 自動車運転免許取得・改造助成事業

■事業概要と現状

身体障害者で免許の取得により就労が見込まれるなど社会活動への参加に効果があると認められる人に対し、自動車運転免許の取得に要した費用（入所料、教材費、適性検査費、教習料、検定料、仮免許取得料その他必要経費）の一部を助成します。

また、障害のある人自らが就労等に使用する自動車について、操向装置及び駆動装置等の改造に要する経費の一部を助成します。

			第 5 期計画		
			平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
運転免許取得助成事業	件/年	実績	0	0	0
自動車改造費助成事業	件/年	実績	1	0	0

■本計画期間の計画値

第 6 期計画期間では、次のとおり見込みます。

			第 6 期計画		
			令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
運転免許取得助成事業	件/年	見込み	1	1	1
自動車改造費助成事業	件/年	見込み	1	1	1

《 資料 》

第1章 審議・会議等に係る資料

第1章 審議・会議等に係る資料

第1節 大洗町障害者計画等策定委員会

(1) 設置要綱

大洗町障害者計画等策定委員会設置要綱

(平成23年12月16日告示第66号)

改正 平成26年11月26日告示第50号 平成27年12月28日告示第43号

令和2年3月18日告示第15号

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の規定に基づく障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項の規定に基づく障害福祉計画及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20第1項の規定に基づく障害児福祉計画(以下「障害者計画等」という。)を策定し、障害者及び障害児(以下「障害者等」という。)に関する施策の総合的かつ計画的な検討及び推進を図るため、大洗町障害者計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 障害者等を取り巻く社会環境の分析及びその対応方針に関すること。
- (2) 障害者等のための行政の役割及び総合的な福祉施策の在り方に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、障害者計画等の策定に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、10人以内とし、町長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に定める所掌事務が終了するまでの間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、副町長をもって充てる。

2 委員会に副委員長を置き、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説

明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成 23 年 12 月 16 日から施行する。

附 則(平成 26 年 11 月 26 日告示第 50 号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成 27 年 12 月 28 日告示第 43 号)

この告示は、平成 27 年 12 月 28 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 18 日告示第 15 号)

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(2) 委員名簿

役職名	委員名	所属
委員長	関 清一	大洗町 副町長
副委員長	米川 元司	大洗町民生委員児童委員協議会 会長
委員	飛田 勝市	大洗町盲人福祉協会 会長
	黒沢 紀子	大洗町手をつなぐ親と子の会 会長
	小林 健	大洗町社会福祉協議会 事務局長
	岡野 益寿美	(福)勇成会 なの花 施設長
	鈴木 愛子	(福)はまぎくの会 グループホームはまぎく 管理者
	小野瀬 寛子	(株)サシノベルテ こどもサークル大洗 管理者
	栗原 志夫	大洗町社協相談支援事業所 相談支援専門員
	鈴木 郁	(株)サシノベルテ 大洗相談支援センター 相談支援専門員

事務局	小林 美弥	大洗町福祉課長
	関根 智樹	大洗町福祉課 社会福祉係長
	坂本 瑞歩	大洗町福祉課 社会福祉係 主事

第 6 期大洗町障害福祉計画・第 2 期大洗町障害児福祉計画

発行年月：令和 3 年●月

発行：大洗町

編集：大洗町 福祉課

所在地：〒311-1392 茨城県東茨城郡大洗町磯浜町 6881-275

電話：029-267-5111（代表）